

第3期 加東市 教育振興基本計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月
兵庫県加東市

表紙写真

上段 左：パソコンを活用した授業（小学校）

右：夏野菜植え（認定こども園）

下段 左：ペタンク大会

右：かとう学（小学校）

はじめに

本市では、「人間力の育成 ～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」を基本理念として、平成 28（2016）年 3 月に「第 2 期加東市教育振興基本計画」を策定しました。令和 3（2021）年 3 月までの 5 年間の計画期間において、未来を生きる子どもたちの新たな教育のあり方として小中一貫教育を推進することを柱に、家庭教育、学校教育及び社会教育の充実に取り組み、人権文化に満ちた生涯学習社会の創造をめざしてまいりました。



近年、少子高齢化が進み、生活習慣の多様化や核家族化を背景に、幅広い年齢の人々とふれあう機会が減少し、地域や家庭における教育力の低下が指摘されています。また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向け、人工知能（AI）やビッグデータの活用など情報通信技術の進展が進んでいます。教育現場では、GIGA スクール構想による ICT 環境の整備が急速に進み、本市においても一人 1 台のパソコン（学習者用端末）の整備が完了し、今後、個別最適化による効果的な活用が求められているところです。また一方で、いじめや不登校、子どもの貧困問題、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの課題も抱えています。

このような社会の大きな転換期にあって、こころ豊かな人生を生き抜くために、自立して力強く生き抜く力である「人間力」を育成することは、教育の普遍的な目標と捉え、この度、第 2 期計画の理念を引き継ぎ、基本理念を「人間力の育成 ～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～」として、「第 3 期加東市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画においては、学びの連続性を大切にした小中一貫教育をさらに進めるとともに、生涯にわたって続けていく「豊かな学び」を支援する施策を展開し、学校、家庭、地域社会が連携・協働しながら、新しい自分と地域を育むまちの実現をめざしていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました加東市教育振興基本計画策定委員会の委員の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、本計画に定める取組の推進に対し、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

加東市長 安 田 正 義

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2

第2章 教育をめぐる現状と課題

1. 計画策定の背景	3
(1) 国及び県の動向.....	3
(2) 本市の動き.....	3
2. 教育を取り巻く社会の状況	4
(1) 少子高齢化と人口減少.....	4
(2) 社会環境の変化・複雑化.....	5
3. 本市の教育の現状	7
(1) 市立小中学校における児童生徒数の推移.....	7
(2) 本市の教育に関する市民の意識・実態.....	8
(3) 全国学力・学習状況調査の結果.....	17
(4) 全国体力・運動能力調査の結果.....	21
(5) 英語教育の取組.....	23
(6) インクルーシブ教育の取組.....	24
(7) 問題行動やいじめ・不登校の状況.....	25
(8) 生涯学習施設や図書館の利用状況.....	26
4. 第2期計画の成果と課題	30

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念	33
(1) 基本理念	33
(2) 重点テーマとめざす人間像.....	33
2. 基本方針と基本的方向	34
(1) 基本方針と基本的方向.....	34
(2) 基本理念イメージ図.....	36
3. 体系図	37

第4章 具体的な取組

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～ ..	40
基本的方向（１） 「確かな学力」の育成.....	40
基本的方向（２） 夢や志を持ち挑戦する力の育成.....	43
基本的方向（３） 「豊かな心」の育成.....	45
基本的方向（４） 「健やかな体」の育成.....	48
基本的方向（５） インクルーシブ教育の充実.....	51
基本的方向（６） 幼児教育の充実.....	52
基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備.....	53
基本的方向（１） 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上.....	53
基本的方向（２） 家庭・地域の力を生かした教育の充実.....	55
基本的方向（３） 学校施設の整備と就学支援.....	58
基本方針Ⅲ 人生100年時代の到来を見すえた生涯学習の推進.....	60
基本的方向（１） 多様な学習機会の充実.....	60
基本的方向（２） 人権教育・啓発の推進.....	62
基本的方向（３） 文化芸術の振興.....	63
基本的方向（４） 文化財の保護と活用・継承.....	64
基本的方向（５） 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進.....	66
基本的方向（６） 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営.....	68
基本的方向（７） 図書館サービスの充実.....	69

第5章 計画の推進

1. 計画の推進	71
（１）計画の推進.....	71

参考資料

1. 用語説明	72
2. 教育基本法	79
3. 加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	82
4. 教育振興基本計画策定委員会委員名簿	83
5. 計画策定の経過	84

※本計画中において、「*」を付した用語の解説は、参考資料の「1. 用語説明」(p72～p78)にアイウエオ順に掲載しています。

※第4章具体的な取組での標記において、「小学校」には「義務教育学校前期課程*」を、「中学校」には「義務教育学校後期課程*」を含みます。

また、取組の内容や成果指標についても、対象としている小学校または中学校の学年には、義務教育学校*における該当する学年を含みます。

(例：「児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3」には、義務教育学校6年生、9年生を含みます。)

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 18（2006）年 12 月に教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）が改正され、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。国においては、これまで、平成 20（2008）年に教育振興基本計画、平成 25（2013）年に第 2 期教育振興基本計画、平成 30（2018）年に第 3 期教育振興基本計画が策定されています。

また、同法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成 23（2011）年 3 月に「加東市教育振興基本計画」（以下「第 1 期計画」という。計画期間：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度）、平成 28（2016）年 3 月に「第 2 期加東市教育振興基本計画」（以下「第 2 期計画」という。計画期間：平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）を策定し、第 1 期計画と第 2 期計画を通して、「【人間力の育成】一学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！一」を基本理念とし、教育の充実に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や兵庫県の計画を参酌して、本市がめざす教育の方向性と、今後講ずるべき教育の施策等を示す「第 3 期加東市教育振興基本計画」（以下「第 3 期計画」という。）を策定します。

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

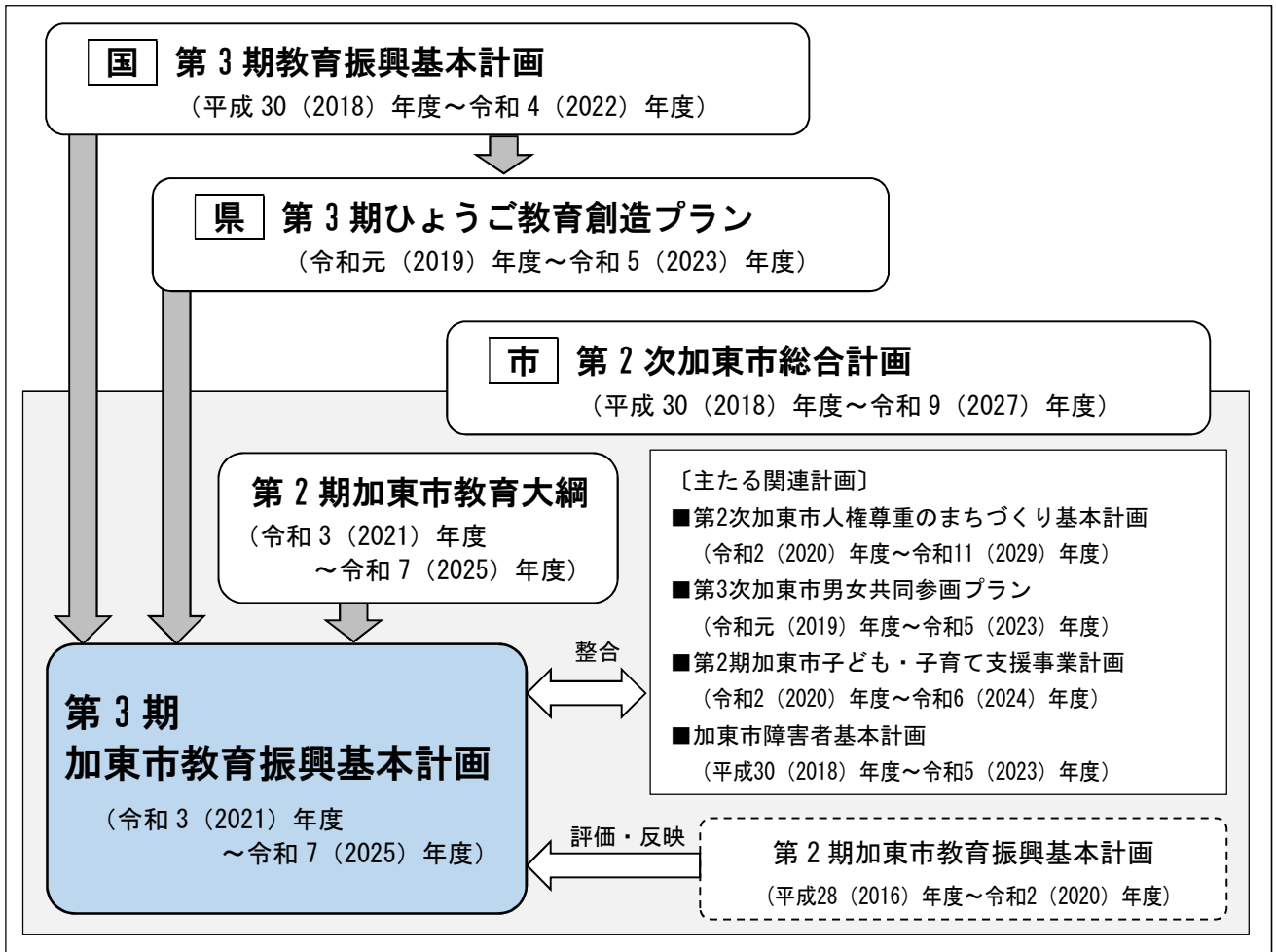
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

第 3 期計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「第 2 次加東市総合計画」に基づく個別計画として位置付けています。

国の「第 3 期教育振興基本計画」、兵庫県の第 3 期「ひょうご教育創造プラン」を踏まえながら、本市の教育施策に関する基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくために、本市の基本方針及び施策の方向性を示すものです。

図表 1 加東市教育振興基本計画と関連計画



3. 計画の対象

第3期計画は、家庭教育への支援を含め、幼児教育、学校教育、社会教育に関する施策を対象とします。

4. 計画の期間

第3期計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の計画とします。

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
第2期加東市教育振興基本計画									
				見直し	第3期加東市教育振興基本計画				

第2章 教育をめぐる現状と課題

1. 計画策定の背景

(1) 国及び県の動向

国においては、平成 30（2018）年 6 月に第 3 期教育振興基本計画（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）が策定されました。第 2 期教育振興基本計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承し、2030 年以降の社会像の展望を踏まえ、個人と社会の目指すべき姿と教育の役割が示されています。個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要とされています。また、社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められ、「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展を目指していくこと」が重要とされ、今後の教育施策に関して次の 5 つの基本的な方針が示されました。

【第 3 期教育振興基本計画の基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

また、兵庫県では、平成 31（2019）年 2 月に第 3 期「ひょうご教育創造プラン」（平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度）が策定されました。第 3 期「ひょうご教育創造プラン」では、子どもたちが将来の夢や希望に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、基本理念を「兵庫が育む ころころ豊かで自立する人づくり」とし、重点テーマとして『未来への道を切り拓く力』の育成を加え、次の 3 つの基本方針を定めています。

【第 3 期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育振興基本計画）」の基本方針】

- 1 「生きる力*」を育む教育の推進
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実
- 3 人生 100 年を通じた学びの推進

(2) 本市の動き

本市では、平成 21（2009）年度から「人間力の育成」をめざし、確かな学力の定着、他者とのかわりの中で思いやりや命を大切にする豊かな人間性の醸成、健やかな体を育成する教育に取り組み、幼児から高齢者に至るまでの教育を推進してきました。人間力とは、内閣府「人間力戦略研究会」が、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義しています。

平成 23（2011）年 3 月に策定した第 1 期計画、平成 28（2016）年 3 月に策定した第 2 期計画において、基本理念を「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」とし、人間力の育成に取り組んできました。

第1期計画では、学校教育の充実と社会教育の充実を柱とし、学校教育は、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、健康体力づくり、安全・安心で信頼される学校づくりに取り組み、社会教育は、青少年の健全育成、成人学習の充実、芸術・文化活動の振興及び実施、文化財保護の推進と活用、生涯スポーツの普及と振興、市立図書館の充実等に取り組んできました。

第2期計画も基本理念を「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」とし、大人や子どもが共に学び、市民の学びを通した「生きがい」づくりをめざし、市民の「人間力」の向上に努めました。学校教育における「生きる力」の育成、社会教育における「生きがい」づくり、家庭教育は「教育の原点」として、5つの基本方針により人間力の育成をめざしてきました。

第3期計画においても、「自立して力強く生き抜く力」である「人間力」を高めることは教育の普遍的な目標ととらえ、引き続き「人間力の育成」を基本理念として取り組むこととしました。

「人間力」とは ～「人間力戦略研究会報告書（平成15年4月内閣府）」より～

■定義

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義した造語です。

■構成要素の具体例

- ①「基礎学力（主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力）」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」などの知的能力的要素
 - ②「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力」などの社会・対人関係力的要素
 - ③これらの要素を十分に発揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」などの自己制御的要素
- などがあげられ、これらを総合的にバランス良く高めることが、人間力を高めることとなります。

2. 教育を取り巻く社会の状況

（1）少子高齢化と人口減少

我が国における令和元（2019）年12月1日現在の総人口は、1億2,614万4千人^{※1}となり、前年同月に比べ29万1千人（0.23%）減少しています。また、65歳以上の老年人口は、3,592万4千人^{※1}で、前年同月に比べ31万3千人（0.88%）増加しています。反面、0歳から14歳までの年少人口は、1,517万4千人^{※1}で、前年同月に比べ21万3千人（1.38%）減少しています。

令和7（2025）年の人口推計値^{※2}は、総人口が1億2,254万4千人、老年人口が3,677万1千人、年少人口が1,407万3千人と、今後も人口減少社会が進行し、少子高齢化社会が進んでいくと予想されます。

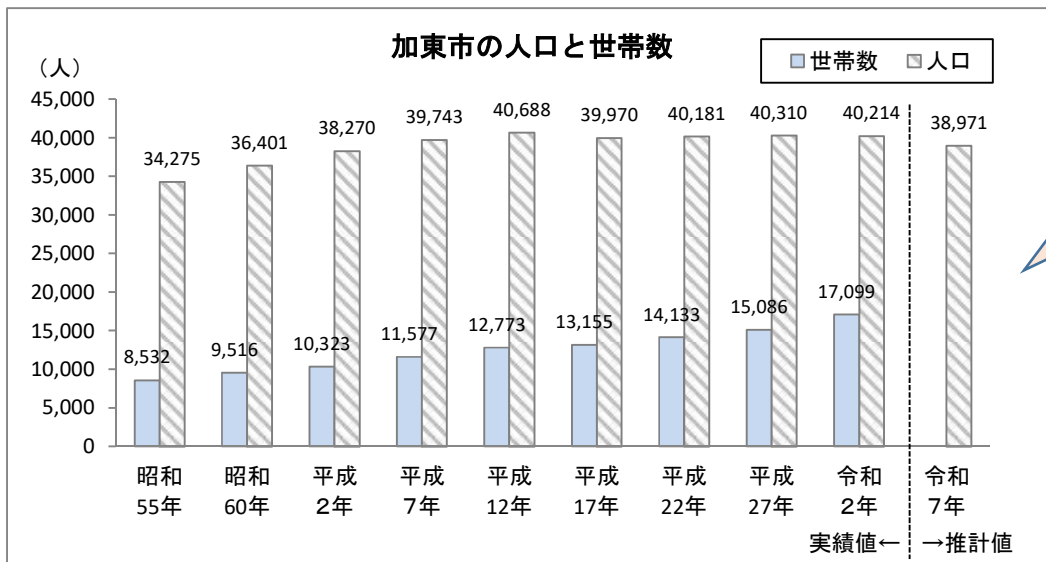
本市においても、平成7（1995）年以降、総人口は4万人前後で推移していますが、65歳以上の老年人口は増加する一方、14歳以下の年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

※1：人口推計（令和元年12月1日現在（確定値）） 総務省統計局

※2：日本の統計2020「人口の推移と将来人口」 総務省統計局

●人口と世帯数の状況

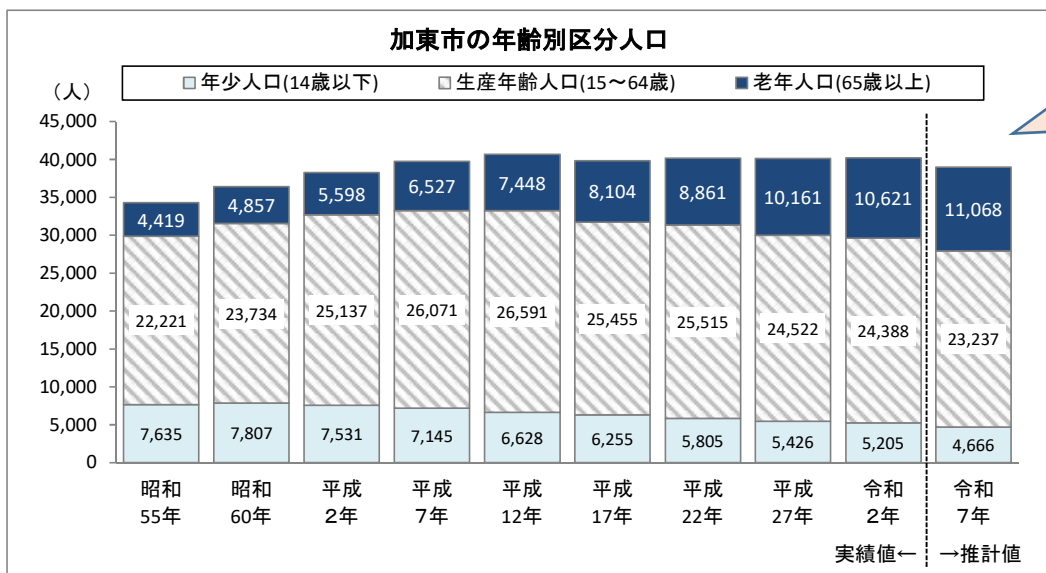
図表2 加東市の人口と世帯数



今後人口は減少していくと予測されます。

資料：平成27年までは国勢調査、令和2年は住民基本台帳の数値、令和7年は第2次総合計画の推計値

図表3 加東市の年齢別区分人口



老年人口の伸びが年少人口の減少を上回っています。

資料：平成27年までは国勢調査、令和2年は住民基本台帳の数値、令和7年は第2次総合計画の推計値

(2) 社会環境の変化・複雑化

我が国そして世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるといえます。人々の生活は便利で豊かになり、エネルギーや食料の需要が増加し、寿命の延伸が達成され、高齢化が進んでいます。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困、紛争、

感染症対策、環境問題、エネルギー資源問題など、解決すべき課題は複雑化してきています。

このように世界が大きく変化する一方で、IoT*（Internet of Things）、人工知能（AI）、ビッグデータ*といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、新たな社会である超スマート社会（Society 5.0）*の到来が予測されています。また、医療体制の充実、生活水準の向上等により、人生100年時代*の到来が叫ばれています。

子どもたちが将来生きる社会は、激動の時代が予想されています。激動の時代に人生を豊かに生き、未来を開拓する人材を育成するために、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

①グローバル化の進展

今後、グローバル化の一層の進展が予想され、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を育成していくことが求められています。自国の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけて、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することが重要です。

②ICT*による技術革新の進展

インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、情報通信技術の活用は子どもたちの生活にも深く浸透しており、インターネットによる犯罪被害や、SNS上での誹謗中傷など、インターネット利用に関わるトラブルが増加しています。情報モラルの確立や、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能の習得といった、高度情報化社会に対応できる力の育成が求められています。

③深刻化する環境問題、持続可能な社会の構築

国連サミットでは、持続可能な開発目標（SDGs*）が採択され、その実現をめざした取組が国際的に進められています。特に、地球温暖化をはじめ、食料・エネルギー問題など地球環境問題が深刻化する中、子どもたちが環境についての理解を深めるとともに、自然に対する畏敬の念や命を大切にする心を育むことが大切です。物質的な豊かさや経済発展のみを追求するのではなく、持続可能な開発のための教育（ESD）*の視点に立った取組により、主体的な行動力を育成することが求められます。

④経済・雇用状況の変化

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能を主体的に身につけることが求められ、キャリア教育が一層重要となってきます。

また近年、子どもの貧困問題が社会問題となっています。経済的な格差が学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、すべての子どもの学びを支援し、一人ひとりの力を伸ばす教育を一層充実することが重要です。

⑤地域社会や家庭の状況の変化

高度情報化、生活習慣の多様化、核家族化、少子化など社会環境の変化を背景に、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々とふれあう機会は減少しています。家庭や地域で培ってきた社会性や道徳心、自立心などを身につけることが困難になっているという意見があります。そのため、学校、家庭、地域の連携・協働により子どもを育てていくことができる地域づくりが課題となっています。

また、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加するなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭の役割を明確化するとともに、家庭の教育力の向上に向けた支援が課題となっています。

⑥教育上の課題の多様化・複雑化

いじめや不登校など、学校における課題解決に向けた取組はますます重要となっています。多様な専門家や関係機関との連携のもと、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

また、障害のある子どもが地域で共に学ぶインクルーシブ教育*の充実、増加傾向にある外国籍の子どもの日本語習熟度の差への対応、虐待を受けた子どもへの対応など、課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが重要です。

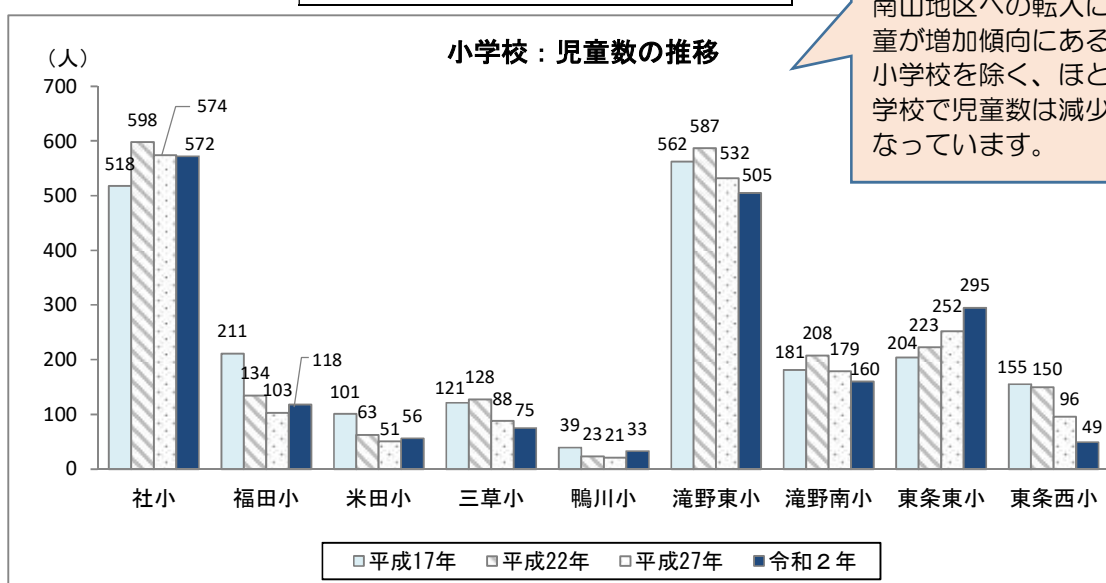
3. 本市の教育の現状

(1) 市立小中学校における児童生徒数の推移

本市においても少子高齢化が進み、5年ごとの児童生徒数を比較すると、東条東小学校では南山地区の住宅地への転入による児童数が増加傾向にあります。ほとんどの学校で減少傾向となっています。

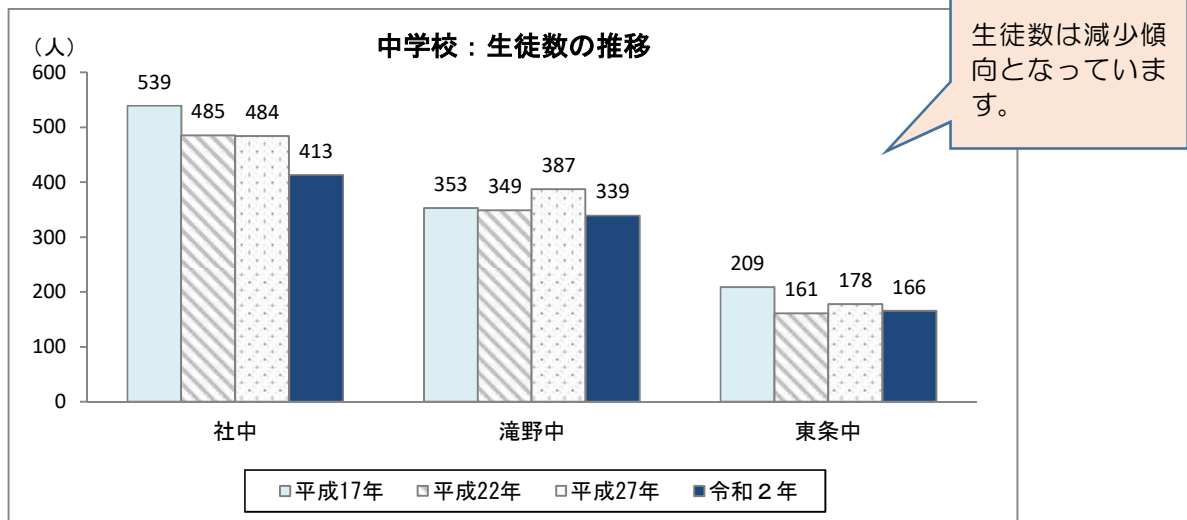
●小学校、中学校の状況

図表4 市立小学校児童数の推移



南山地区への転入による児童が増加傾向にある東条東小学校を除く、ほとんどの学校で児童数は減少傾向となっています。

図表 5 市立中学校生徒数の推移



生徒数は減少傾向となっています。

(2) 本市の教育に関する市民の意識・実態

本市の「加東市総合計画に関するアンケート」において、教育に関する意識調査を実施しています。市が取り組んでいる施策の重要性と現状の満足度について、教育に関する施策を抜粋し、平成27（2015）年調査以降の3回の調査結果を比較しました。

令和2（2020）年の市民意識調査の結果、「重要である」「やや重要である」を合わせた『重要である』割合（以下『重要である』割合という。）が5割を超える教育に関する施策は、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」、「確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上」、「健全な子どもを育てる取組・環境づくり」となっています。また、令和2（2020）年調査の項目に追加した施策のうち、「幼児教育と保育サービス等の充実」、「学校教育環境の整備充実」についても、『重要である』割合が5割を超えています。この5つの施策の満足度について、半数以上の方が「普通」と回答しており、「満足」「やや満足」を合わせた『満足である』割合は、全体の1割から2割程度となっています。

また、日頃の行動や活動について、教育に関連する行動や活動の参加状況を抜粋しました。「生涯学習（習い事、講座・講習会など）」、「スポーツ活動（テニス、スポーツクラブなど）」及び「加東市の歴史や文化を次世代に引き継ぐ活動」について、「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「年に数回」を合わせた『参加している』割合（以下『参加している』割合という。）は、令和2（2020）年調査では、平成29（2017）年調査よりも低くなっており、特に、「加東市の歴史や文化を次世代に引き継ぐ活動」に『参加している』割合は1割以下となっています。また、図書館や公民館の利用状況について、「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「年に数回」を合わせた『利用している』割合は、令和2（2020）年調査で図書館の利用は全体の4.5割、公民館の利用は2割程度となっています。公民館の利用が「ほとんどない」と回答した理由について、「利用する時間的余裕がない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「興味のある講座やイベント、サークル活動がない」の割合が29.0%となっています。

学校への関わり状況については、「オープンスクールなどの学校行事や、学校でのボランティア活動などに参加したことがあるか」の質問に対して、「毎回参加」「参加したことがある」を合わせ

た『参加したことがある』割合（以下『参加したことがある』割合という。）は、平成 29（2017）年調査で半数近くに増え、令和 2（2020）年調査でも半数近くが参加しています。

地域活動の参加状況については、「青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加したことがあるか」の質問に対して、『参加したことがある』割合は 3 割程度となっています。

■「加東市総合計画に関するアンケート」より抜粋

平成 27（2015）年調査：平成 27（2015）年 2 月～3 月に満 18 歳以上の市民を対象に実施

調査対象 4,000 人、有効回答数 1,500 人、有効回答率 37.5%

平成 29（2017）年調査：平成 29（2017）年 7 月～9 月に満 18 歳以上の市民を対象に実施

調査対象 4,000 人、有効回答数 1,178 人、有効回答率 29.5%

令和 2（2020）年調査：令和 2（2020）年 10 月～11 月に満 18 歳以上の市民を対象に実施

調査対象 4,000 人、有効回答数 1,610 人、有効回答率 40.3%

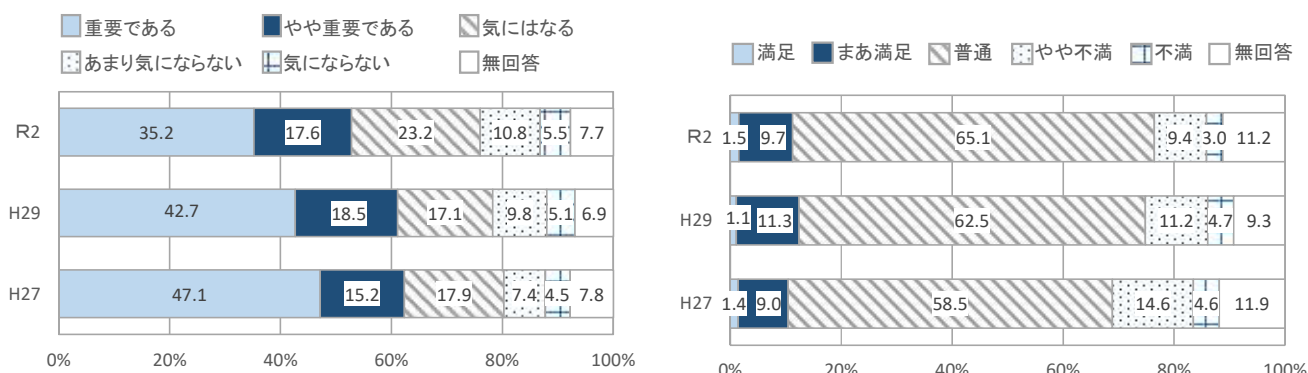
※令和 2（2020）年調査では、平成 30（2018）年 3 月に策定された第 2 次加東市総合計画の取組施策に合わせた調査のため、前回、前々回調査とは施策名が異なります。図表 6 の各施策の（ ）内は、平成 27（2015）年調査及び平成 29（2017）年調査での施策名となっています。

①施策の重要性と満足度

図表 6 施策の重要性と満足度

●確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上

（児童・生徒の基礎学力の習得と社会への適応能力の向上）



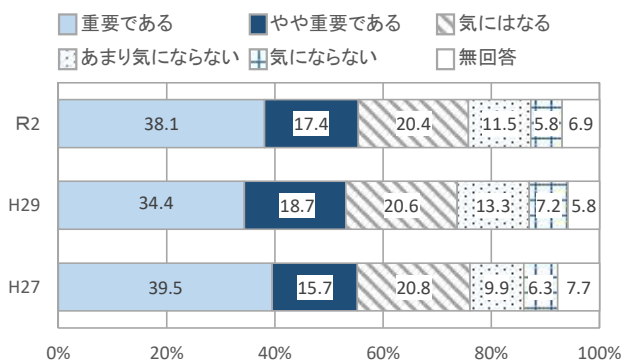
「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合は、令和 2（2020）年調査で 52.8%と、前回、前々回調査より減少傾向となっています。

「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足である』割合は、令和 2（2020）年調査で 11.2%と、前回調査より 1.2 ポイント低くなっています。

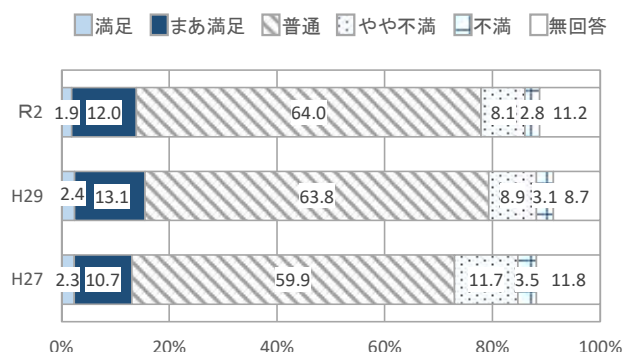
※図表 6 の以下の説明において、「重要である」「やや重要である」を合わせた割合は、『重要である』と表記し、「満足」「まあ満足」を合わせた割合を『満足である』と表記しています。

●小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進

(小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実)

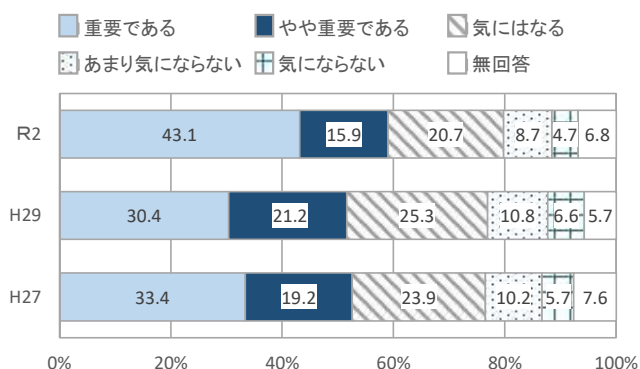


『重要である』割合は、令和2(2020)年調査で55.5%と、重要であると考えている人はいずれの調査も5割を超えています。

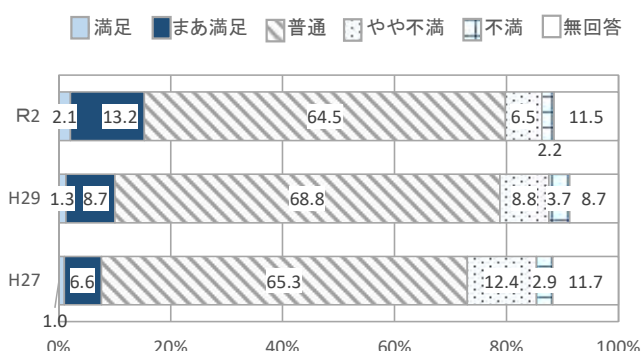


『満足である』割合は、令和2(2020)年調査で13.9%と、前回調査より1.6ポイント低くなっています。

●健全な子どもを育てる取組・環境づくり(青少年の健全育成などに関する取組)

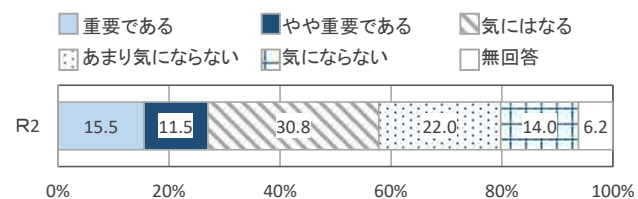


『重要である』割合は、令和2(2020)年調査で59.0%と、重要であると考えている人は半数を超えています。

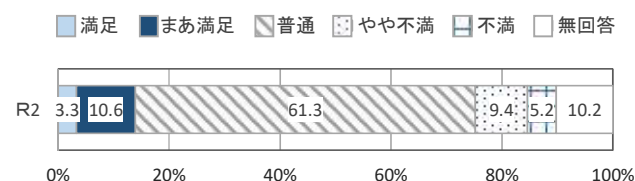


『満足である』割合は、令和2(2020)年調査で15.3%と、前回、前々回調査より増加傾向となっています。

●小中一貫教育*の推進

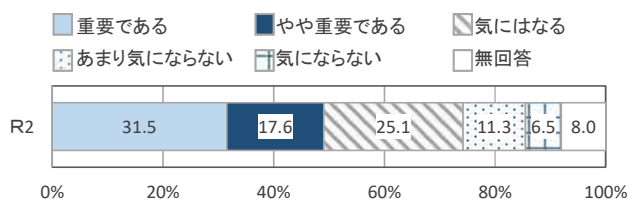


『重要である』割合は、令和2(2020)年調査で27.0%となっています。

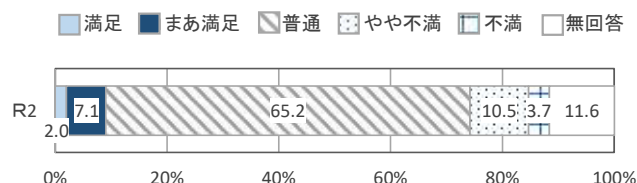


『満足である』割合は、令和2(2020)年調査で13.9%となっています。

●インクルーシブ教育の充実

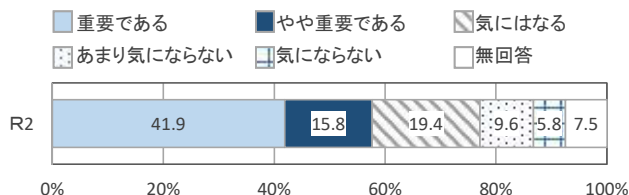


『重要である』割合は、令和2（2020）年調査で49.1%と、約半数の人が重要と考えています。

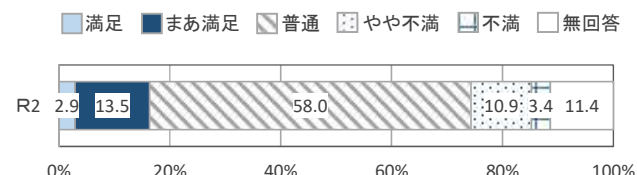


『満足である』割合は、令和2（2020）年調査で9.1%となっています。

●幼児教育と保育サービス等の充実

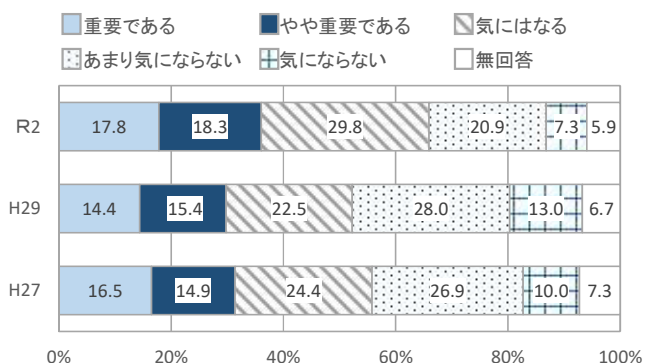


『重要である』割合は、令和2（2020）年調査で57.7%と、半数を超える人が重要と考えています。

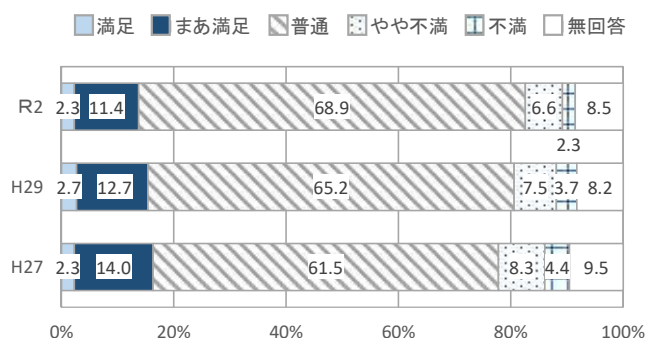


『満足である』割合は、令和2（2020）年調査で16.4%となっています。

●芸術・文化に関する施策

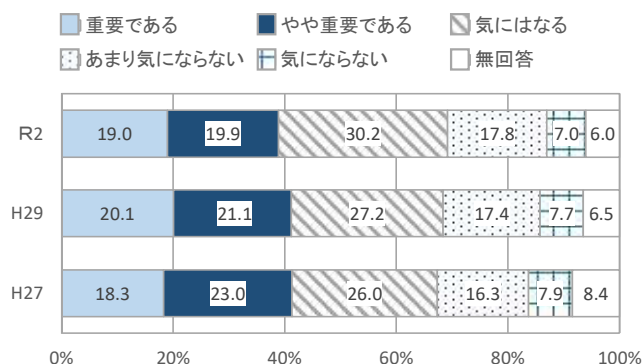


『重要である』割合は、令和2（2020）年調査で36.1%と、前回調査より6.3ポイント高くなっています。

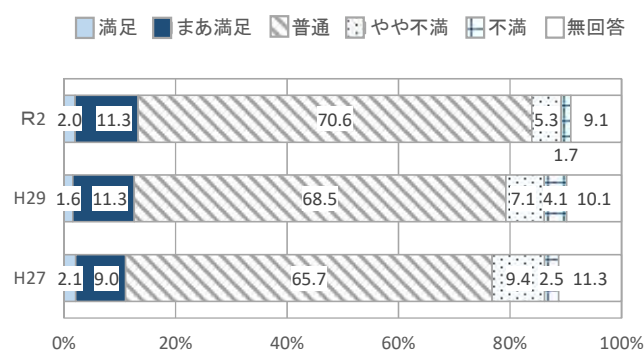


『満足である』割合は、令和2（2020）年調査で13.7%と、前回、前々回調査より減少傾向となっています。

●生涯学習活動の充実（生涯学習活動の支援）

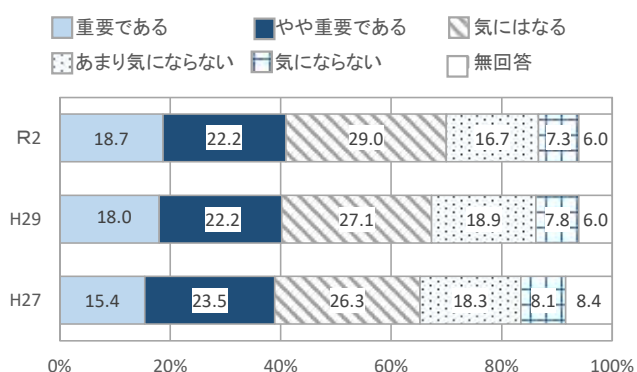


『重要である』割合は、令和 2（2020）年調査で 38.9%と、前回、前々回調査より減少傾向となっています。

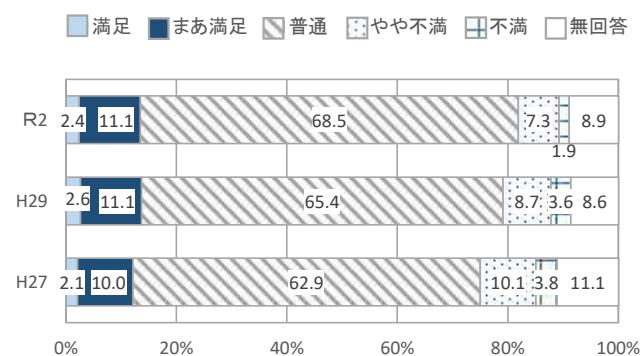


『満足である』割合は、令和 2（2020）年調査で 13.3%と、前回、前々回調査より増加傾向となっています。

●スポーツ活動の支援

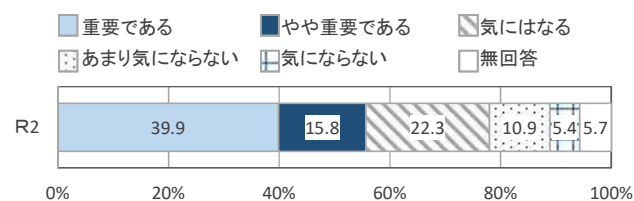


『重要である』割合は、令和 2（2020）年調査で 40.9%と、前回、前々回調査より増加傾向となっています。

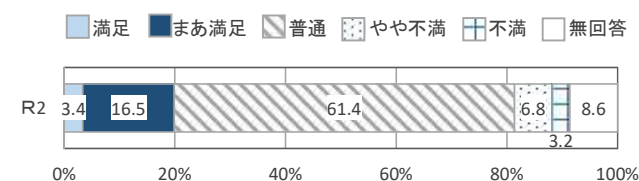


『満足である』割合は、令和 2（2020）年調査で 13.5%と、前回、前々回調査と傾向は変わっていません。

●学校教育環境の整備充実

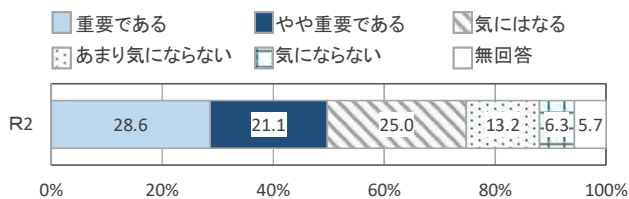


『重要である』割合は、令和 2（2020）年調査で 55.7%と、半数を超える人が重要と考えています。

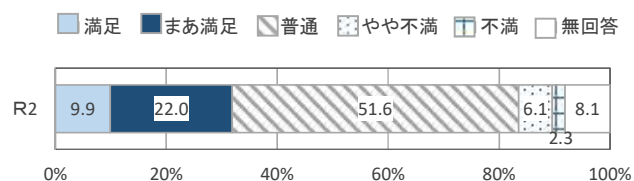


『満足である』割合は、令和 2（2020）年調査で 19.9%となっています。

●図書館機能の充実

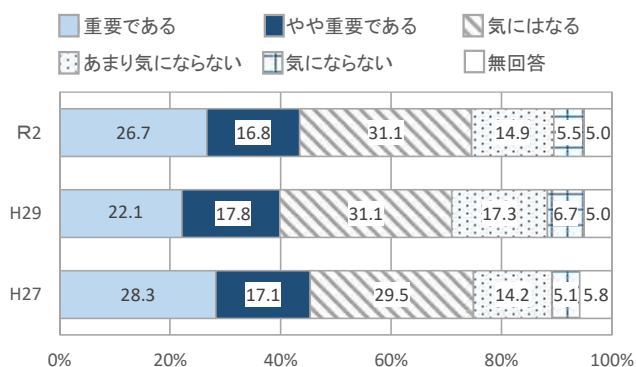


『重要である』割合は、令和 2 (2020) 年調査で 49.7%と、約半数の人が重要と考えています。

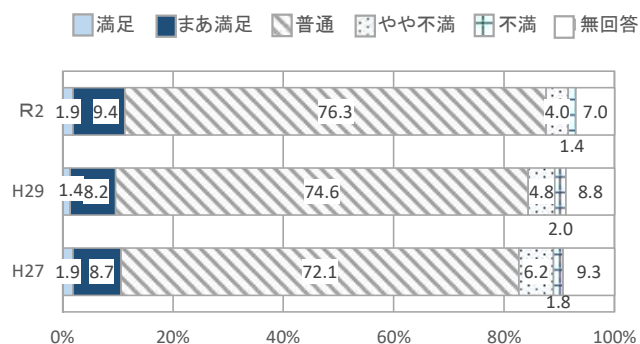


『満足である』割合は、令和 2 (2020) 年調査で 31.9%と、他の施策と比べて満足度が高くなっています。

●人権尊重に対する取組



『重要である』割合は、令和 2 (2020) 年調査で 43.5%と、前回調査より増加しているものの、前々回調査より減少しています。

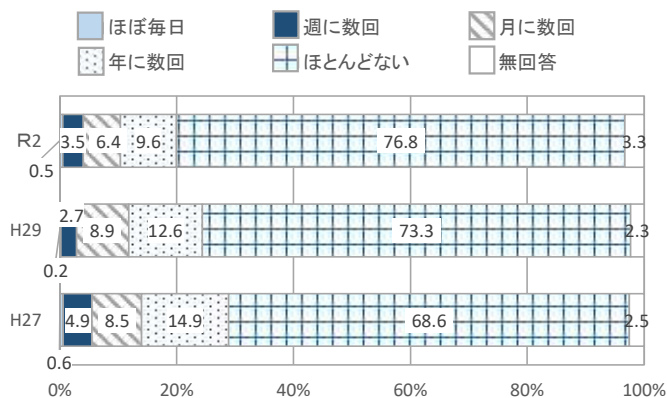


『満足である』割合は、令和 2 (2020) 年調査で 11.3%と、前回、前々回調査より増加しています。

②各種活動への参加状況・施設の利用状況など

図表 7 活動への参加状況

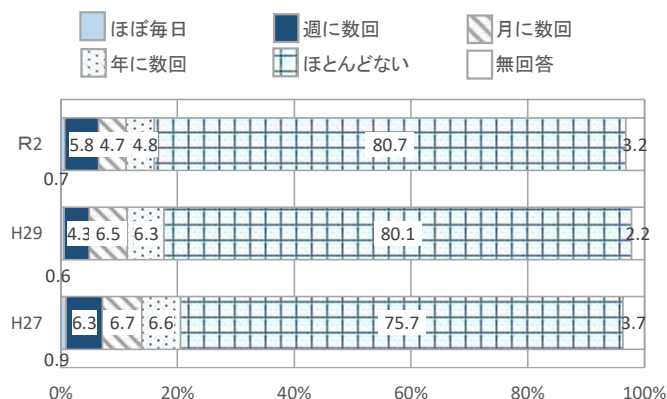
●生涯学習（習い事、講座・講習会など）



「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「年に数回」を合わせた『参加している』割合は、令和2（2020）年調査で20.0%と、前回調査より4.4ポイント低くなっており、前回、前々回調査より減少傾向となっています。

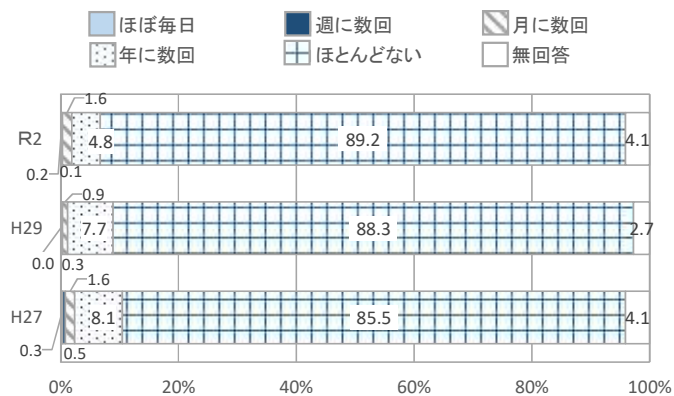
※図表7の「スポーツ活動」と「加東市の歴史や文化を次世代に引き継ぐ活動」の説明においも、「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「年に数回」を合わせた割合を『参加している』と表記しています。

●スポーツ活動（テニス、スポーツクラブなど）



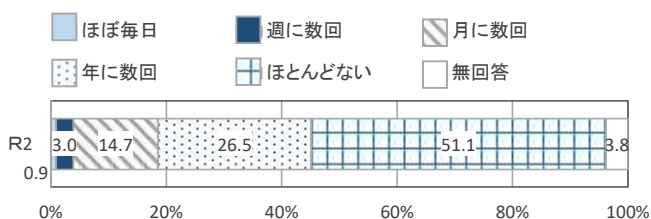
『参加している』割合は、令和2（2020）年調査で16.0%と、前回調査より1.7ポイント低くなっており、前回、前々回調査より減少傾向となっています。

●加東市の歴史や文化を次世代に引き継ぐ活動



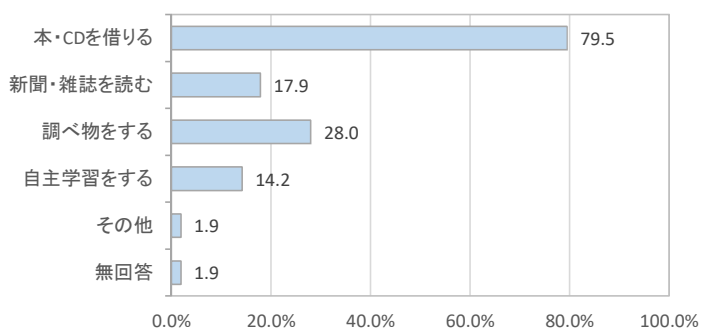
「ほとんどない」が8割を超えており、『参加している』割合は、令和2（2020）年調査で6.7%と、1割以下となっています。

●中央・滝野・東条図書館の利用



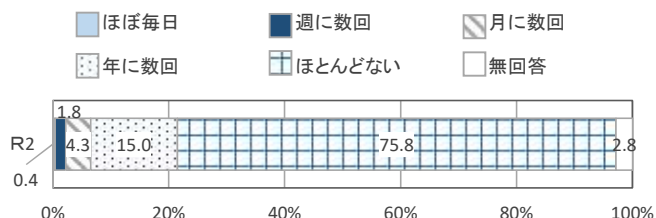
令和2(2020)年調査で、「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「年に数回」を合わせた『利用している』割合が45.1%に対し、「ほとんどない」と回答した『利用していない』割合が51.1%と、約5割となっています。

●図書館の利用目的（複数回答）



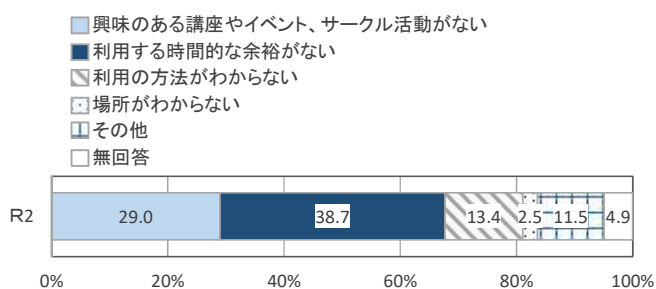
図書館の利用目的は、「本・CDを借りる」の割合が79.5%と最も高く、次いで「調べ物をする」の割合が28.0%、「新聞・雑誌を読む」の割合が17.9%となっています。

●社・滝野・東条公民館の利用



令和2(2020)年調査で、「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「年に数回」を合わせた『利用している』割合が21.5%に対し、「ほとんどない」と回答した『利用していない』割合が75.8%と、7割を超えています。

●公民館を利用していない理由（「ほとんどない」に○をつけられた方、回答は1つ）

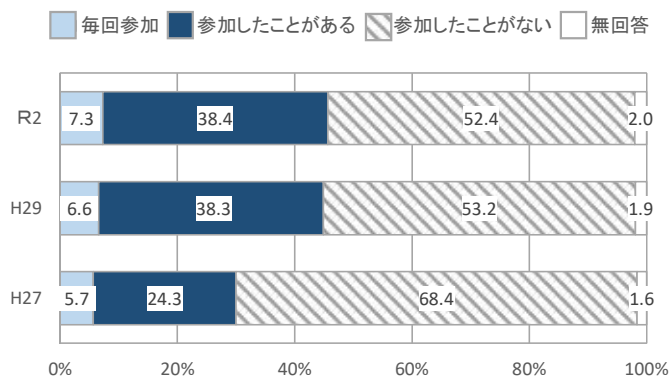


公民館を『利用していない』理由は、「利用する時間的な余裕がない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「興味のある講座やイベント、サークル活動がない」の割合が29.0%、「利用の方法がわからない」の割合が13.4%となっています。

③学校への関わり状況

図表 8 学校への関わり状況

●オープンスクールなどの学校行事や、学校でのボランティア活動などに参加したことがあるか

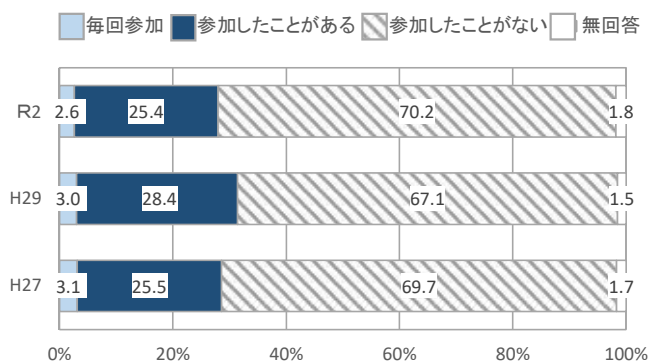


「毎回参加」「参加したことがある」を合わせた『参加したことがある』割合は、令和2（2020）年調査で45.7%と、半数近くの方が『参加したことがある』と回答しています。

④地域活動の参加状況

図表 9 地域活動の参加状況

●青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加したことがあるか



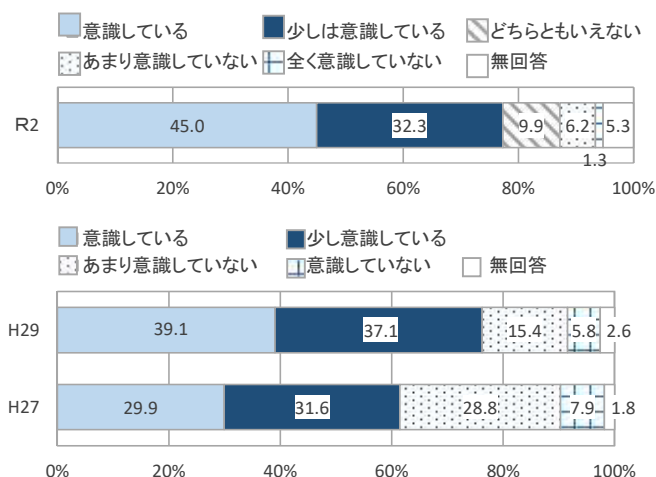
「毎回参加」「参加したことがある」を合わせた『参加したことがある』割合は、令和2（2020）年調査で28.0%と、前回調査より3.4ポイント低くなっています。

⑤人権に対する意識

図表 10 人権に対する意識

●「人権」（いじめ、虐待、差別など）ということ、日常的に意識している

※令和 2（2020）年調査には、選択肢に「どちらともいえない」が追加されています。



選択肢が異なるため、単純には比較できませんが、「意識している」割合は、令和 2（2020）年調査で 45.0%と、前回、前々回調査より増加しており、「意識している」「少しは意識している」を合わせた『意識している』割合は、令和 2（2020）年調査で 77.3%と、7 割を超えています。

（3）全国学力・学習状況調査*の結果

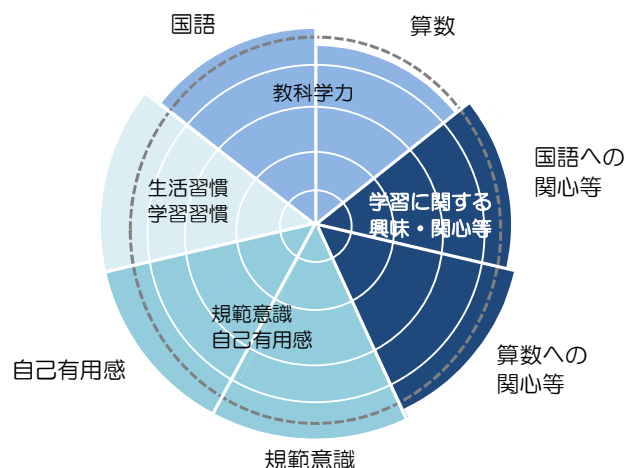
平成 31（2019）年 4 月 18 日に、全国学力・学習状況調査が、小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に実施されました。学力調査について、全国の平均正答率を基準とした本市の平均正答率は、全国と同程度（全国の平均正答率との差が 5 ポイント以内）でした。

児童生徒質問紙調査の結果については、「計画を立てて勉強している」、「自分にはよいところがあると思う」、「将来の夢や目標を持っている」など、全国や兵庫県と比較して肯定的回答（「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答）をした児童生徒の割合が高い傾向にあります。特に、過去 5 年の経年比較をすると、平日の学習時間に改善傾向が見られ、また、「自分にはよいところがあると思う」に肯定的回答をした児童生徒の割合も増加傾向にあります。

■ 令和元（2019）年度教科に関する調査結果・児童生徒質問紙調査結果の概要（全国平均との比較）

図表 11 全国学力・学習状況調査結果（小学校 6 年生）

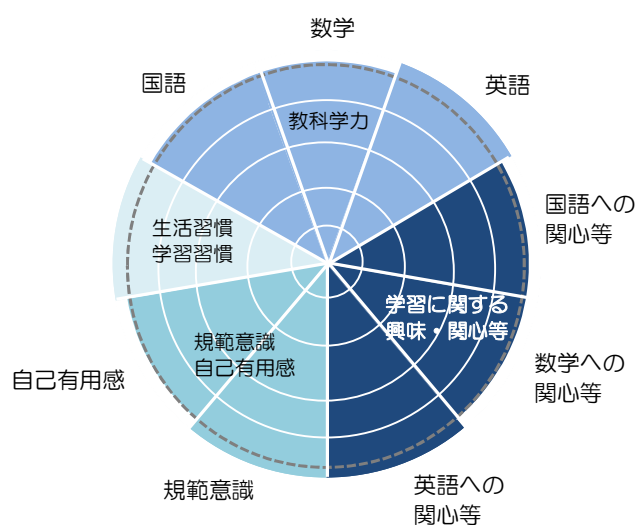
小学校



国語	平均正答率は全国と同程度でした。目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くことや、文と文との意味のつながりを考えながら、接続語を使って内容を分けて書くこと等に課題がみられました。
算数	平均正答率は全国と同程度でした。ひき算の計算の仕方についてまとめたことを基に、わり算の計算の仕方についてまとめるとどのようになるのかを書くことや、わり算の意味を理解すること等に課題がみられました。

図表 12 全国学力・学習状況調査結果（中学校 3 年生）

中学校



国語	平均正答率は全国と同程度でした。文章の展開に即して情報を整理し、内容を捉えることや、封筒の書き方を理解して書くこと等に課題がみられました。
数学	平均正答率は全国と同程度でした。事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することや、グラフ上の点の座標の差を、事象に即して解釈すること等に課題がみられました。
英語	平均正答率は全国と同程度でした。聞いて把握した内容について適切に応じることや、与えられたテーマについて考えを整理し、文と文とのつながりなどに注意して、まとまりのある文章を書くこと等に課題がみられました。

※図表 11 及び図表 12 の点線（-----）は、全国平均を表しています。

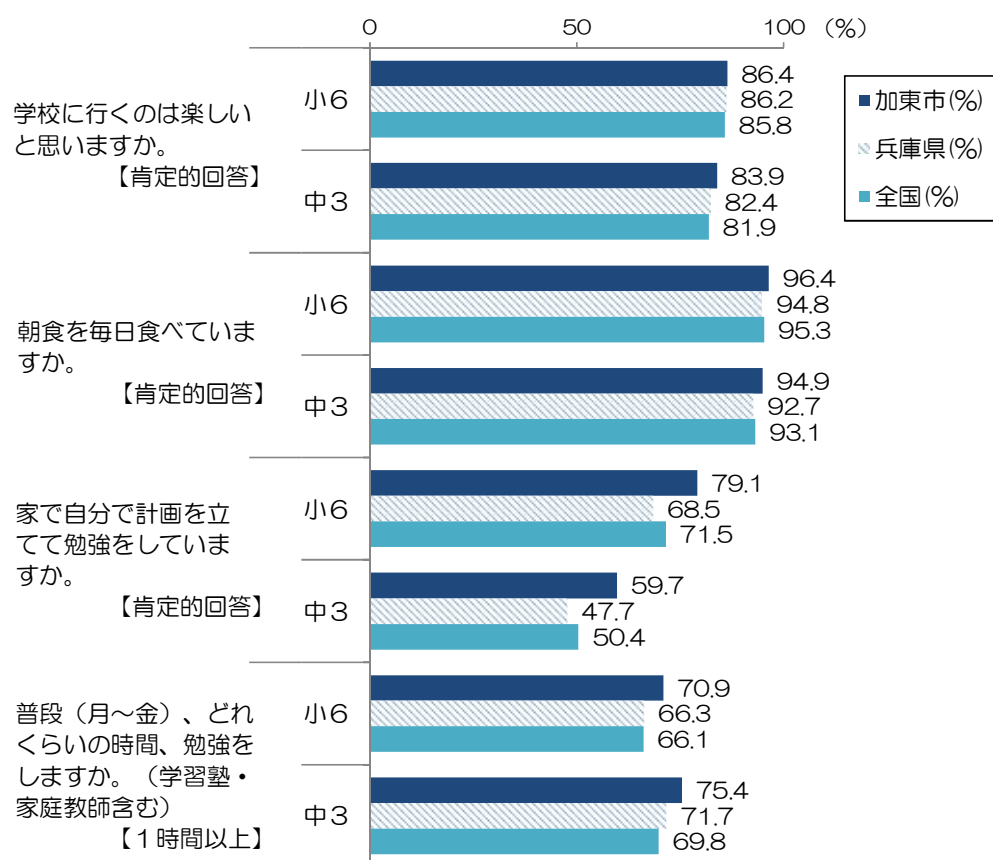
※平均正答率との差が 5 ポイント以内の場合は「全国と同程度」、5 ポイントを超える場合は「全国よりも高い・低い」と表現しています。

■ 令和元（2019）年度児童生徒質問紙より - 本市の子どもたちの学習状況（一部抜粋） -

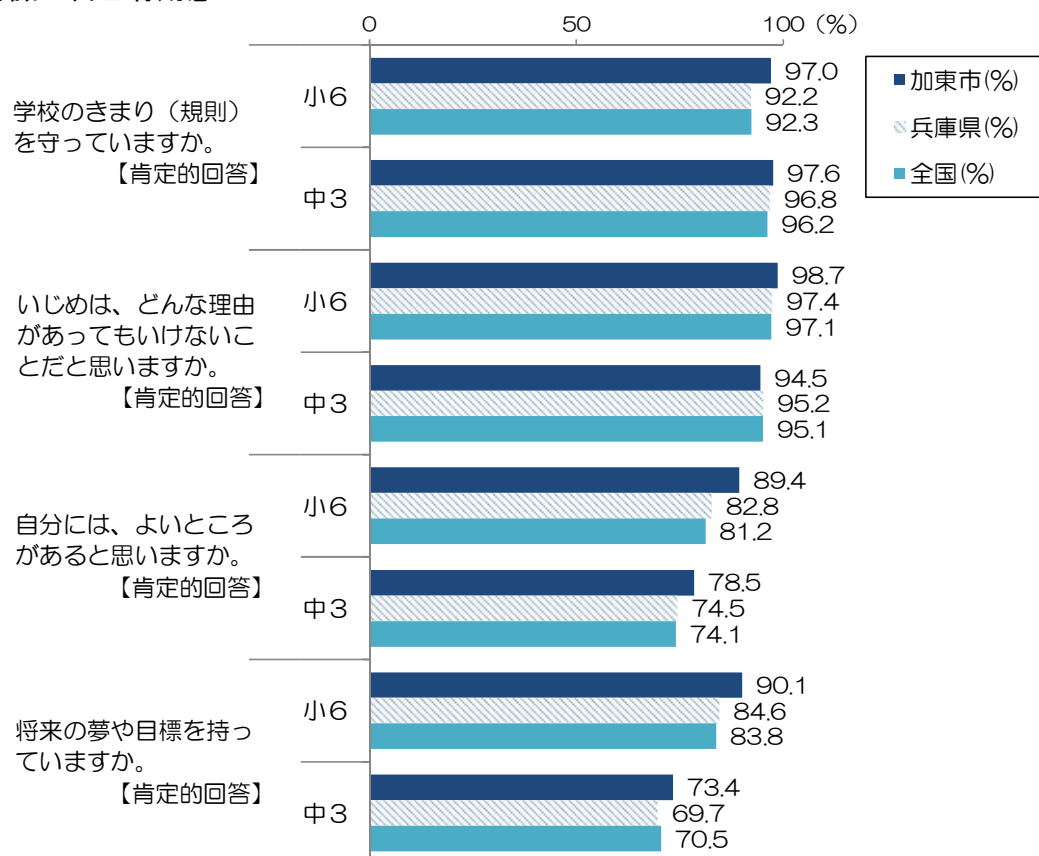
※児童生徒質問紙の結果を一部抜粋して、全国や兵庫県と比較しています。質問内容に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した合計を「肯定的回答」としています。

図表 13 児童生徒へ質問紙より

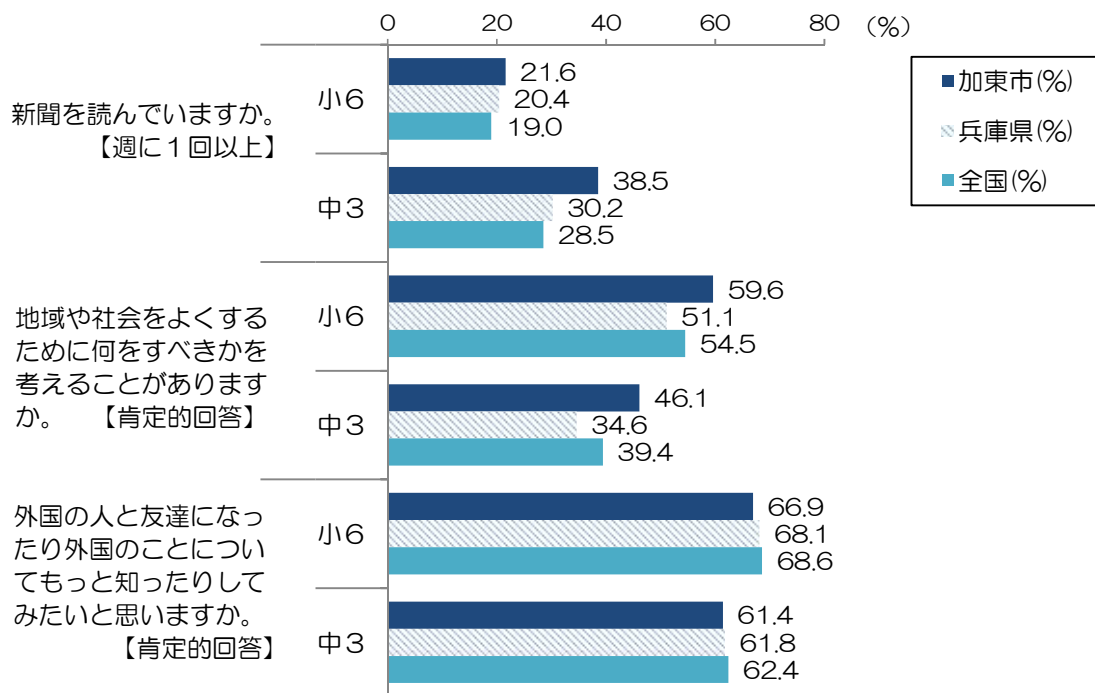
◆学校生活・生活習慣・学習習慣



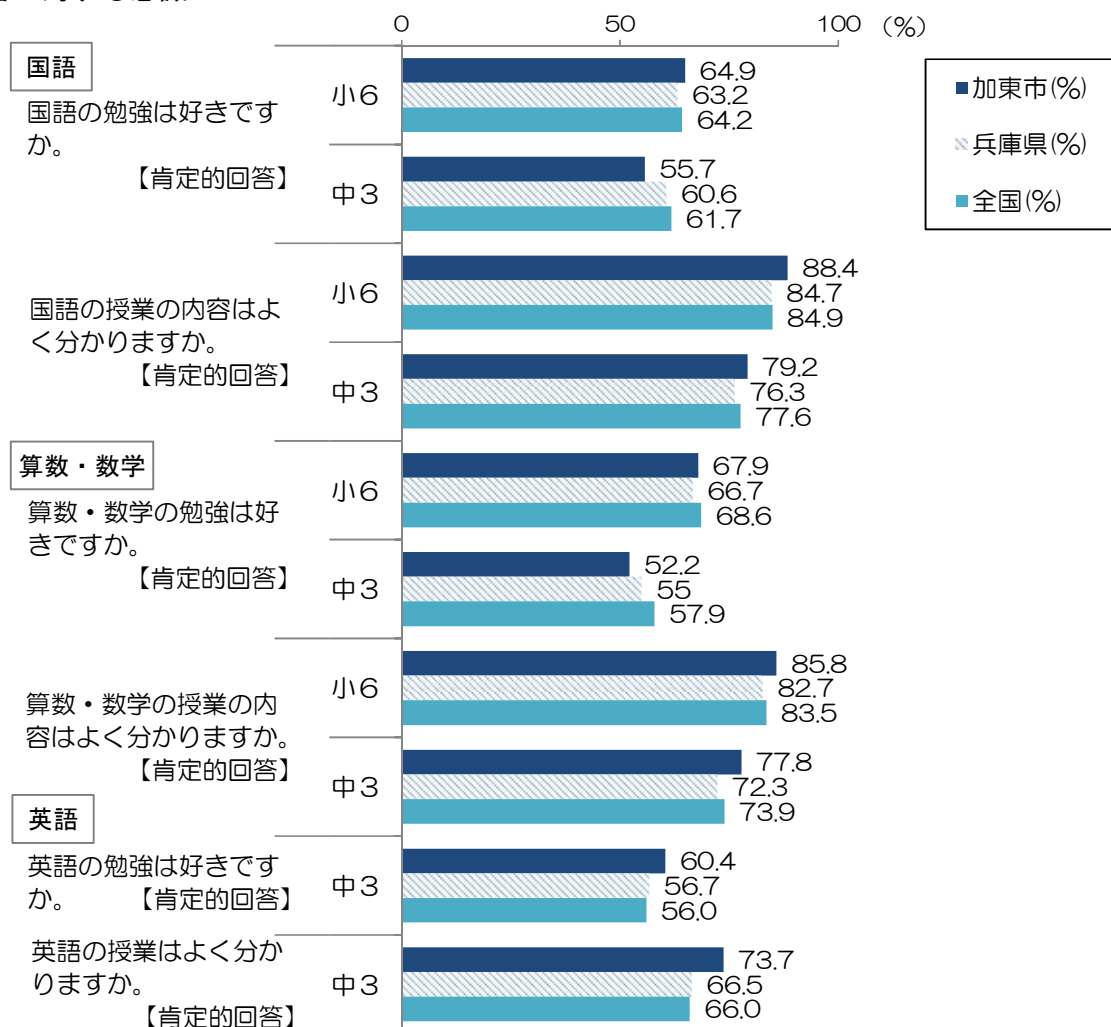
◆規範意識・自己有用感*



◆地域・社会への関心



◆学習に対する意識

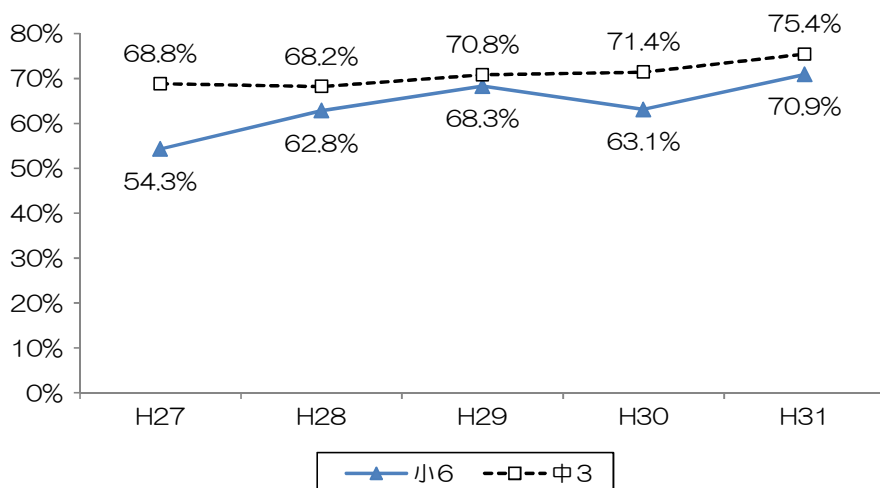


■ 5 年間の経年比較

学習時間と自尊感情に関する質問について、平成 27（2015）年から平成 31（2019）年の 5 年間を比較しています。

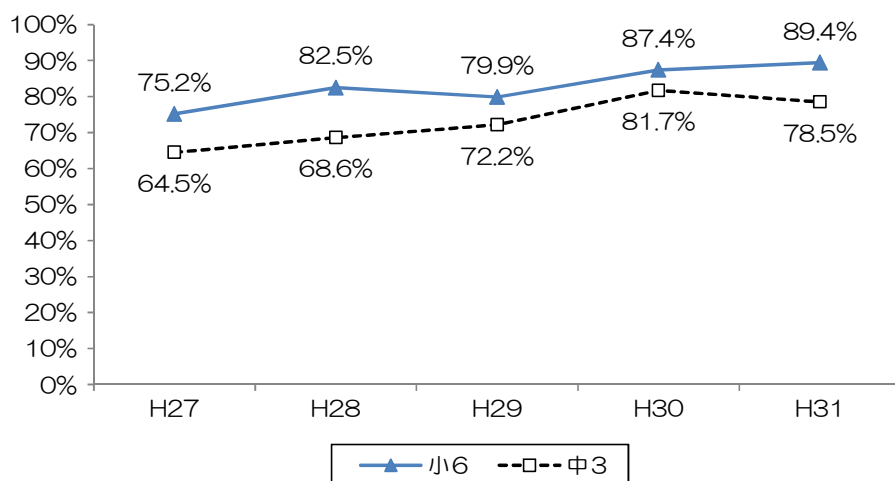
図表 14 児童生徒の学習時間（5 年間の比較）

◆普段（月～金）、1 時間以上勉強している。



図表 15 自尊感情に関する質問への肯定的回答の割合（5 年間の比較）

◆自分にはよいところがあると思う。



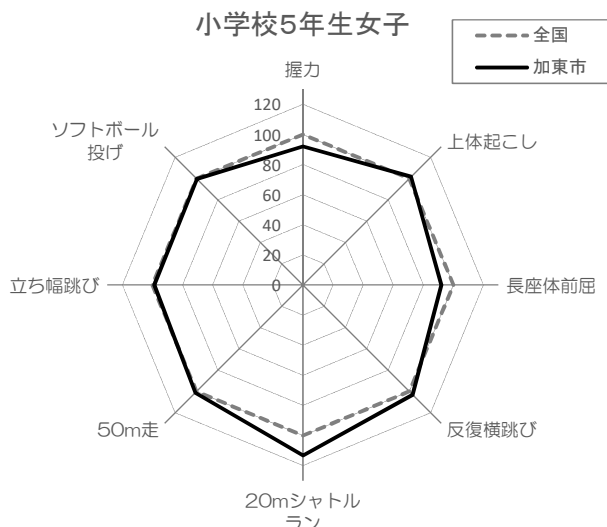
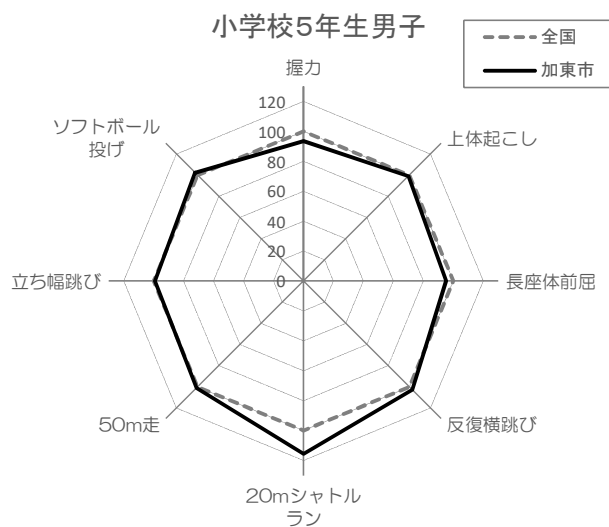
※「肯定的回答」は、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した合計

（4）全国体力・運動能力調査*の結果

令和元（2019）年 5 月から 6 月にかけて、全国体力・運動能力調査が、小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象に実施されました。実技に関する調査について、全国平均値を基準として本市の平均値を比較すると、小学校 5 年生男子及び女子、中学校 2 年生の男子は、全体的に全国と同程度の体力・運動能力で、小学校 5 年生の男子及び女子については、20m シャトルラン（全身持久力）が全国より高くなっています。一方、中学校 2 年生女子は、全体的に全国より低い傾向で、握力（筋力）、上体起こし（筋パワー・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、ハンドボール投げ（巧緻性・投球能力）が全国よりも低くなっています。

■令和元（2019）年度実技に関する調査結果

図表 16 全国体力・運動能力調査結果（小学校・中学校）

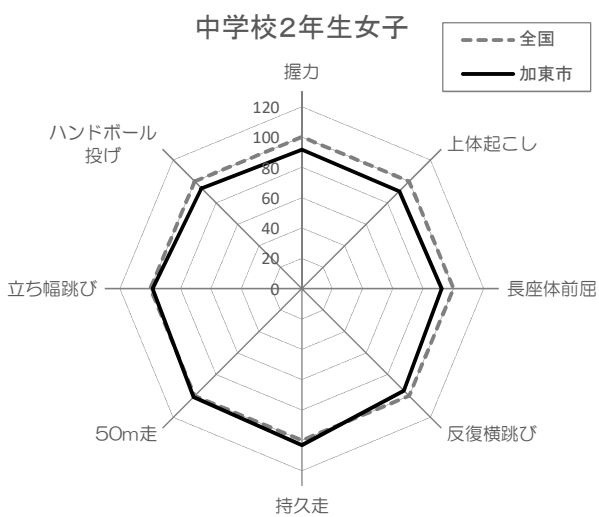
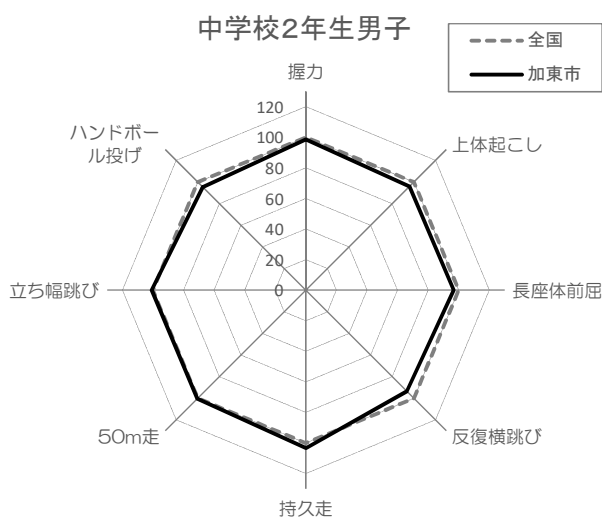


小学校5年生男子

全体的に全国平均と同程度の体力・運動能力である。
20mシャトルラン（全身持久力）は全国平均よりも高い。
握力（筋力）は全国平均よりも低い。

小学校5年生女子

全体的に全国平均と同程度の体力・運動能力である。
20mシャトルラン（全身持久力）は全国平均よりも高い。
握力（筋力）、長座体前屈（柔軟性）は全国平均よりも低い。



中学校2年生男子

全体的に全国平均と同程度の体力・運動能力である。
反復横跳び（敏捷性）は全国よりも低い。

中学校2年生女子

全体的に全国平均よりも低い体力・運動能力である。
握力（筋力）、上体起こし（筋パワー・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、ハンドボール投げ（巧緻性・投球能力）は全国よりも低い。

※全国平均値を 100 とし、全国平均値との差が 5 ポイント以内の場合は「全国と同程度」、5 ポイントを超える場合は「全国よりも高い・低い」と表現しています。

(5) 英語教育の取組

本市では英語教育に重点を置いて取り組んでおり、実用英語技能検定（以下「英検」という。）3級以上を取得している中学校3年生の割合は、国や兵庫県と比較しても高くなっています。本市の独自事業として、実用英語技能検定の受検料の助成を行っており、令和元（2019）年度に助成制度を利用した生徒は5割を超えています。また、外国人英語指導助手（ALT*）と英語のみで活動する「加東わくわく英語村*」にも取り組んでいます。

図表 17 英検の取得状況

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
英検3級以上を取得している中学3年生の割合	加東市	29.4%	21.6%	31.0%	28.1%	28.6%
	兵庫県	15.5%	15.3%	18.5%	19.2%	20.0%
	全国	18.9%	18.1%	22.0%	23.9%	25.1%
英検3級以上相当の英語力を有すると思われる中学3年生の割合	加東市	38.9%	39.9%	43.9%	47.2%	46.0%
	兵庫県	33.7%	32.0%	36.4%	40.8%	40.2%
	全国	36.6%	36.1%	40.7%	42.6%	44.0%

図表 18 英検の検定料助成利用者数

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受検者数 (1～3年生に占める割合)	1年生	98人 (32.3%)	119人 (39.3%)	148人 (47.0%)	120人 (40.1%)
	2年生	155人 (43.7%)	183人 (51.5%)	154人 (49.8%)	208人 (66.2%)
	3年生	186人 (54.9%)	193人 (56.9%)	153人 (50.5%)	182人 (58.9%)
	合計	439人 (44.0%)	495人 (50.9%)	455人 (49.1%)	510人 (55.3%)

図表 19 加東わくわく英語村参加人数

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
参加人数	40人	31人	54人	36人	52人

(6) インクルーシブ教育の取組

インクルーシブ教育システムを確立するために、平成 29 (2017) 年 6 月にワンストップ型支援拠点として、発達サポートセンター「はぴあ」を開設し、電話や来所、訪問による相談を行うとともに、認定こども園*・保育所や小中学校などの関係機関との情報を共有し、必要な支援ができるようサポートしています。また、小集団で行う療育事業、教育関係者や市民を対象にした研修を行っています。

図表 20 発達サポートセンターにおける相談件数

<相談年齢区分>

(単位：件)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
相談件数	1,738	1,655	2,022
未就園	128	150	207
認定こども園等	839	686	704
小学校	440	474	670
中学校	184	174	244
高校	50	41	82
専門学校・大学等	4	7	7
成人	80	122	106
他市町	13	1	2

※平成 29 (2017) 年度は 6 月以降の集計

図表 21 発達サポートセンターにおける療育事業・研修事業の実施状況

(単位：回、人)

療育事業・研修事業	平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)	
	実施回数	参加者数 (延べ人数)	実施回数	参加者数 (延べ人数)	実施回数	参加者数 (延べ人数)
ナーサリールーム*	24	236	23	214	21	191
e-スタートプログラム* (就学移行支援プログラム)	—	—	8	60	4	32
友-up* (ソーシャルスキルトレーニング)	—	—	—	—	5	37
ペアレントトレーニング*	10	54	10	52	10	32
サポート研修 (市民対象)	1	72	1	92	2	127

※平成 29 (2017) 年度は 6 月以降の集計

（７）問題行動やいじめ・不登校の状況

いじめ認知件数は、被害児童生徒が苦痛に感じている場合には教育相談等早期に対応する必要があり、積極的な認知に努めていることから、小学校で大きく増加しています。また、不登校児童生徒が増加傾向にあり、特に小学校での不登校児童の割合が高くなっています。

図表 22 問題行動、いじめ・不登校の状況

【小学校】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
問題行動（件）	11件	14件	62件	155件	236件
いじめ（人）	3人	9人	71人	126人	215人
不登校（人）	5人	8人	14人	17人	18人

【中学校】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
問題行動（件）	70件	58件	58件	52件	57件
いじめ（人）	12人	19人	26人	26人	30人
不登校（人）	23人	24人	25人	29人	33人

※「問題行動」は、刑法犯行為（暴力、万引き等）、ぐ犯・不良行為（家出、飲酒、喫煙、不良交友等）、無免許運転の合計件数。不良交友として、いじめ加害件数が含まれている。

※「不登校」は、人数。「不登校」とは、年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）」をいう。

※「いじめ」は、被害児童生徒数。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(8) 生涯学習施設や図書館の利用状況

体育館、グラウンド、テニスコートなどの社会体育施設や公民館、コミュニティセンター、文化会館などの社会教育施設における平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間の利用状況については、令和元(2019)年度は新型コロナウイルス感染症の防止対策による1か月の利用制限が施設の利用者数に影響している施設が見受けられますが、社会体育施設は減少傾向にあり、社会教育施設は増加傾向です。また、社会体育事業や市及び団体が主催する社会教育事業の参加者数には大きな増減はありません。

図書館の利用状況については、令和2(2020)年3月末の個人登録者数のうち、市内の登録者は21,978人、登録率は54.7%で、貸出冊数、利用者数も減少傾向にあります。

◆社会体育関係

図表 23 社会体育施設の利用状況

□体育施設利用者数(延べ人数)

(単位:人)

施設名	面積	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
社第一体育館	バレー2面	22,114	27,155	40,782	31,528	31,760
滝野総合公園体育館 「スカイピア」	バレー2面	62,181	44,903	66,717	64,820	58,073
滝野体育センター	バレー2面	29,380	32,504	29,107	25,720	21,280
東条第一体育館	バレー2面	15,976	17,613	15,952	16,487	14,057
東条第二体育館	バレー2面	11,240	12,612	13,954	16,101	13,800
社武道館	136畳	22,993	22,459	15,815	23,975	23,816
計		163,884	157,246	182,327	178,631	162,786
社第一グラウンド	10,600 m ²	4,138	5,839	4,069	4,975	2,101
社第二グラウンド	14,980 m ²	18,865	17,270	11,683	10,340	9,718
社第三グラウンド(多目的)	7,200 m ²	18,444	18,180	19,895	22,017	19,068
社第三グラウンド (ソフトボール場)	5,000 m ²	12,422	16,528	12,872	12,289	10,485
滝野総合公園多目的グラウンド	21,000 m ²	23,365	23,776	25,837	21,117	20,993
グリーンヒルスタジアム	11,533 m ²	21,725	15,196	16,835	16,777	14,626
東条グラウンド	17,596 m ²	11,244	9,897	9,521	9,247	9,424
東条野球場	9,022 m ²	4,275	2,700	2,617	2,364	2,671
東条健康の森グラウンド	7,681 m ²	2,171	1,621	2,057	1,163	1,267
夕日ヶ丘公園パークゴルフ場	14,160 m ²	6,530	4,805	3,710	3,224	3,294
計	118,772 m ²	123,179	115,812	109,096	103,513	93,647
社第一 テニスコート	2面	11,075	7,454	10,267	9,837	9,493
社第二 テニスコート	4面	17,147	14,422	16,871	17,887	15,154
滝野総合公園グラウンド (テニスコート)	4面	16,693	16,741	18,589	18,496	14,258
計		44,915	38,617	45,727	46,220	38,905
滝野総合公園体育館 「スカイピア」	トレーニング グループ	16,225	15,476	14,724	15,473	16,569
合計		348,203	327,151	351,874	343,837	311,907

図表 24 社会体育事業の参加状況

(単位：チーム、人)

項目	区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
地区親善ソフトボール大会	参加チーム数	35	31	29	23	26
地区親善バレーボール大会	参加チーム数	32	33	34	31	26
三世代ゲートボール大会	参加チーム数	雨天中止	10	8	8	9
ペタンク大会	参加チーム数	14	10	12	12	13
グラウンドゴルフ大会	参加チーム数	53	53	52	53	58
パークゴルフ大会	参加チーム数	18	24	25	荒天中止	18
卓球大会	参加者数	129	72	117	145	122
伝の助マラソン大会	参加者数	1,985	1,471	1,602	1,631	1,647
市民ハイキング	参加者数	63	162	64	84	69
体力測定	参加者数	174	126	82	117	83
参加者数合計		2,436	1,928	1,962	2,050	2,019

◆社会教育関係

図表 25 社会教育施設の利用状況

□社会教育施設利用者数（延べ人数）

(単位：人)

施設名	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
社公民館	27,760	33,588	30,965	36,820	31,154
滝野公民館	20,339	20,933	19,029	17,924	14,845
東条公民館	18,985	19,348	24,211	13,736	17,496
計	67,084	73,869	74,205	68,480	63,495
社コミュニティセンター	398	393			
さんあいセンター	23,508	25,311	45,520	40,807	40,658
コミュニティセンター東条会館	6,758	5,464	5,646	3,031	2,699
計	30,664	31,168	51,166	43,838	43,357
やしろ国際学習塾	39,567	37,429	37,683	36,801	40,637
滝野文化会館	27,297	29,990	34,393	34,657	32,963
東条文化会館	22,814	17,131	20,175	20,504	22,723
計	89,678	84,550	92,251	91,962	96,323
明治館	4,711	4,773	3,596	2,825	2,377
加古川流域滝野歴史民俗資料館	601	786	582	982	931
三草藩武家屋敷旧尾崎家	467	414	312	301	397

図表 26 市主催事業参加者数

(単位：人)

事業名	区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
ノーベル大賞	出展者数	107	94	71	70	69
成人式	出席者数	366	338	327	365	355
公募美術展	出展者数	454	463	451	409	414
ギャラリー活用事業	入場者数	425	332	308	121	528
高齢者大学	入学者数	424	392	388	364	322
小学生チャレンジスクール	参加者数	863	920	652	775	710
地域子ども教室	延べ参加者数	6,685	7,736	8,578	8,407	8,299
伝の助かるた大会	参加者数	176	228	240	254	182
文学講座	参加者数	56	37	58	54	43
成人学習事業	参加者数	159	216	222	219	237
計		9,556	10,540	11,295	11,038	11,159

図表 27 団体支援事業参加者数

(単位：チーム、人)

事業名	主催	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
子ども絵画公募展	文化連盟	327人	388人	356人	296人	363人
ドッジボール大会	子連協	14チーム	19チーム	15チーム	13チーム	13チーム
サッカー大会	子連協	16チーム	16チーム	15チーム	10チーム	17チーム
夏休み体験教室	子連協	50人	42人	44人	24人	37人
新春書初め大会	子連協	208人	188人	205人	188人	170人
オセロ大会	子連協		45人	66人	50人	67人
研究発表大会	連合PTA	245人	249人	307人	256人	254人

◆図書館関係

図表 28 図書館の利用状況

□個人登録者数（令和2（2020）年3月末現在）

（単位：人、％）

	中央図書館	滝野図書館	東条図書館	合計
登録者数	18,256	13,184	3,460	34,900
市内	12,993	6,364	2,621	21,978
市外	5,263	6,820	839	12,922
市民登録率	—	—	—	54.7

※市民登録率は、令和2（2020）年3月末の人口40,214人のうち、図書館カードを登録している市民の割合。

□貸出冊数

（単位：冊）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
中央図書館	256,661	246,305	239,443	255,542	197,004
図書・情報センター	54,003	49,696	40,772	38,046	5
滝野図書館	241,265	219,772	216,642	166,246	203,994
東条図書館	69,967	65,580	57,045	64,889	69,981
ウェブ	10,282	10,976	10,817	13,076	16,062
計	632,178	592,329	564,719	537,799	487,046

□利用者数

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
中央図書館	56,150	55,085	51,419	51,796	39,984
図書・情報センター	10,697	9,425	8,025	7,529	1
滝野図書館	45,697	42,318	41,266	30,225	37,467
東条図書館	13,948	13,330	11,306	13,038	13,240
ウェブ	10,282	10,976	10,817	13,076	16,062
計	136,774	131,134	122,833	115,664	106,754

□蔵書数

（単位：冊）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
中央図書館	175,866	178,483	182,588	175,050	176,089
図書・情報センター	49,638	50,287	49,698	33,149	25,386
滝野図書館	162,483	168,711	171,405	175,674	180,521
東条図書館	47,520	48,718	49,256	51,605	52,430
計	435,507	446,199	452,947	435,478	434,426

資料：貸出冊数・利用者数・予約件数は「図書館の利用状況」、蔵書数は「月次統計表の受払統計」

4. 第2期計画の成果と課題

第2期計画に基づき、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間、人間力の育成をめざして5つの基本方針に沿って取組を進めてきました。

基本方針1『小中一貫教育をとおして自立した子どもを育む学校教育の充実』と基本方針2『「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進』においては、小中一貫教育を通して「生きる力」を培い、「ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもの育成」をめざし、学力向上、きめ細やかな学習支援、自主的・主体的な学習の推進に取り組んできました。個に応じた指導の充実や家庭学習時間の増加(図表13、図表14)、自主学習への取組などにおいて成果が見られましたが、学力や学習に向かう力の向上には、まだまだ課題が見られます(図表11、図表12)。これからの学校教育には、知識・技能の定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、児童生徒の自主的・主体的に学びに向かう力や態度を育成する取組が求められています。本市においては、9年間の学びの系統性・連続性を重視した小中一貫教育を通して、さらに「確かな学力」の育成をめざしていく必要があります。

小中一貫教育の推進に関しては、平成28(2016)年度から5年間、本市の教育の大きな柱として取り組んできました。小中一貫した教科カリキュラムを作成する中で、9年間の学びの意識が教職員に根づいてきています。また、3地域内での小学校間の連携、出前授業や児童会・生徒会の交流など、小中連携の取組も進んでいます。令和3(2021)年度からは、東条学園小中学校の開校とともに、社地域、滝野地域においても、校区内の小中学校が同じ学校目標を設定し、系統性のあるカリキュラムの整備と実践や、小小連携・小中連携*のより効果的な取組の推進を図ることで、小中一貫教育の取組をさらに進め、「自立して力強く生き抜く力」である人間力を育成していく必要があります。また、これまで地域の多くの方々に支えていただいていたふるさと学習を、「かとう学」として副読本と具体的な指導計画のもと、教科横断的な取組に発展させ、ふるさと加東を愛する心の醸成をめざすことが課題です。

英語教育の推進については、中学校卒業時には臆することなく英語で日常会話ができる生徒の育成をめざして、本市独自の事業であるかとう英語ライセンス制度*、英検の検定料助成、加東わくわく英語村に取り組むとともに、外国人英語指導助手(ALT)を増員し英語授業の充実に努めることで、英検の受検者の増加や英語によるコミュニケーションに対する意欲や自信の向上など、一定の成果が得られました(図表17、図表18、図表19)。しかし、グローバル化の進展に伴い、日本人としてのアイデンティティや日本の伝統・文化を大切にしながら、国際社会の中で活躍できる人材の育成を求める流れは、ますます大きくなってきています。教員の指導力の向上、コミュニケーションを重視した英語授業、小中一貫した英語教育の充実喫緊の課題であり、児童生徒がコミュニケーション活動を通して英語力及び学習意欲の向上を図る取組を推進する必要があります。

国のGIGAスクール構想*や新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン教育の必要性により、全国的に機器の整備が加速し、効果的なICT教育が求められています。本市においては、他市に先駆けてICT教育環境を整備し、ICTを活用した授業の充実に取り組んできました。全小中学校を研究推進校に指定し、ICT機器の効果的な活用についての研究や授業実践を進めることにより、電子黒板やデジタル教科書を活用することは日常の授業風景となりました。今後は、児童生徒の情報活用能力の育成、効率よくわかりやすい授業の実現のため、一人1台のパソコン等ICT機器の効

果的な活用を推進、研究することが課題です。今後も、個別最適化の学習と主体的・対話的な学びを推進するための効果的なツールとして ICT 機器を活用し、授業改善、家庭学習の充実に取り組む必要があります。

「生きる力」の基盤となる「健やかな体」の育成のため、体力・運動能力の向上、地域と連携した食育の推進に取り組みました。食育については、県立社高等学校生活科学科や地元生産者と連携し、「かとう和食の日*」の取組や地産地消*の推進を図りました。体力・運動能力については、体力・運動能力調査（図表 16）や運動習慣等調査の結果を踏まえ、体育の授業や休み時間等の遊びを充実させ、運動に関する関心・意欲の向上、運動の習慣化に取り組みました。また、部活動外部指導者派遣事業により、中学校における運動部活動の安全性と技術指導の向上を図ってきました。令和 2（2020）年度からは、引率が可能な部活動指導員を配置し、地域と協働した部活動の取組を進めています。今後、児童生徒が健康によい運動習慣、食生活を自ら選択し、実践していく力を身につけることが必要です。

インクルーシブ教育システムの確立については、平成 29（2017）年 6 月にワンストップ型支援拠点として、発達サポートセンター「はびあ」を開設し、相談体制や早期療育の充実、合理的配慮*による環境整備、サポートファイル*による一貫した支援を通して、一人ひとりのニーズに合わせたサポートを行っています（図表 20、図表 21）。市民の障害理解を深め、関係機関が共通理解のもと一貫した支援の充実を今後さらに図る必要があります。

基本方針 3『子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立』については、教育環境の整備として小中一貫校の整備に取り組みました。東条学園小中学校については、令和 3（2021）年中の校舎竣工をめざし、令和 3（2021）年 4 月に小中一貫校を開校します。社地域においても、令和 2（2020）年度に基本・実施設計に取り掛かり、令和 4（2022）年度には滝野地域の開校準備委員会を立ち上げて整備に取り組み、教育環境の整備を進める必要があります。

一方で、安全・安心で快適な教育環境の整備のため、小中一貫校の準備の進捗と調整を取りながら、計画的に学校施設の修繕等を行い、体育館の外壁改修やエアコン改修、防犯カメラの更新など学校環境の改善を図りました。引き続き、学校施設の長寿命化計画に沿って修繕等を実施するとともに、令和 2（2020）年度に導入した一人 1 台のパソコンをはじめ、ICT 環境の維持管理を行うなど、今後も教育環境の整備に取り組む必要があります。

また、子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりとして、保育所の認定こども園化を促進するとともに、平成 31（2019）年 4 月に「加東みらいこども園」を開園、三草こども園を法人へ譲渡し、就学前教育の充実、保育の量的拡大を図りました。4 か所の地域子育て支援拠点においては、親子活動、自主サークル活動等の支援、各種講座等を実施し、子育て支援に努めてきました。今後は、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安を抱いている子育て家庭の不安感・負担感の解消に努める必要があります。

学校においては、地域・家庭と連携し、実践的な防災訓練や引き渡し訓練、情報モラル研修会を実施するなど、児童生徒の安全・安心のための取組を推進するとともに、学校オープン*や学校だよりなどを通じて、「地域に開かれた学校づくり」に努めました。これからは、地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決をめざすとともに、これからの社会の創り手となる子どもたちに、社会や地域と向き合い関わりあいながら学ぶ機会を与えるために、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく「学校を核とした地域

づくり」をめざす地域学校協働活動と「地域とともにある学校づくり」をめざすコミュニティ・スクール*を一体的に推進することが求められています。社会総がかりでの教育の実現と地域の活性化を図ることは、本市においても必須の課題であり、家庭を含めた地域と学校の協働体制を構築する必要があります。

基本方針4『生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成』については、市民一人ひとりの様々な学びの機会として、青少年を対象とした「チャレンジスクール」、成人を対象とした「新成人の集い」「成人学習講座」「高齢者大学」などの事業を展開し、生きる喜びや感動を味わうことができる仕組みづくりに努めました（図表 24、図表 26、図表 27）。また、地域で活動する社会教育団体や公民館、社会体育施設登録団体、さらには地域の伝統文化継承に尽力する団体等への支援を通して、芸術・文化・スポーツの振興を図っています。さらに、それらの拠点となる社会教育・体育関係施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、利用者の安全・安心上必要なものから優先的に施設整備に着手するなど管理・運営を行いました。今後は、多様な市民ニーズがある中で、事業の実施や公民館等の運営を工夫する必要があります。だれもが気軽に集い、学びの機会を得ることができる「居場所」づくりが課題の一つです。

また、図書館においては、「人に優しく、暮らしに役立つ図書館」を念頭に置き、市民一人ひとりの「知りたい」「読みたい」「楽しみたい」という要求に貸出を中心とした資料提供で応えました（図表 28）。その資料提供が市民に役立ち豊かなものとなるために、市民の利用傾向やリクエストに応じた図書などを購入し、魅力ある資料を収集するとともに、本市や周辺地域に関する資料も積極的に収集しました。さらに、本と出会い、読書に親しむ機会を提供するため、小中学校と連携し、司書が選書した本を学校に届ける「おとどけ図書館*」や図書館の見学や本を借りる体験をする「おでかけ図書館*」を実施するほか、保健センターと連携して乳幼児の健診時に絵本の読み聞かせを行う「はじめてであう絵本」など、読書を推進する活動を行いました。しかしながら、令和元（2019）年度末の市民登録率は 54.7%で、貸出冊数が減少傾向です（図表 28）。今後は、高齢者等、図書館利用に困難を感じておられる方に対してもサービスを提供していく必要があります。

基本方針5『人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造』については、小中学校人権教育講演会や3歳から5歳の幼児期にやさしさや思いやりの心を育む「人権啓発プログラム」を実施し、子どもたちの発達段階に応じた人権教育の推進に取り組みました。同時に、子どもたちに関わる若手教員や保育教諭、保護者を対象に研修会やセミナーを開催し、人権意識と実践力の向上を図りました。

学校においては、「豊かな心」の育成をめざして、体験活動や道徳教育の充実を図り、行事をはじめ教育活動全体を通じて自尊感情や思いやり、協働の心の醸成に力を注ぎました。いじめについても積極的に認知し（図表 22）、早期発見、早期対応と継続した見守り・教育相談を行いました。自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が上昇し、自尊感情の向上が見られるのは大きな成果です（図表 13、図表 15）。しかし一方で、不登校児童生徒の増加は大きな課題であり（図表 22）、一人ひとりの状況に応じた具体的な支援の実施と新たな不登校を生まない学校・学級づくりが必要です。また、外国籍の市民の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増えています。生活や学習の支援体制を整備し、多文化共生教育を推進することも重要な課題です。

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

(1) 基本理念

第3期計画の基本理念を「人間力の育成」とし、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現をめざします。

「人間力の育成」

～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～

教育を取り巻く社会の状況や第2期計画に基づく取組の成果と課題を踏まえ、第3期計画においても、「自立して力強く生き抜く力」である「人間力」を高めることは、教育の普遍的な目標ととらえ、引き続き基本理念を「人間力の育成」とします。

「人間力」とは、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力とされています。「人間力」を構成する3つの要素は、知的能力的要素、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素で、これらの3つの要素を総合的にバランス良く高めることが、人間力を育成することとなります。

幼児から高齢者まで、人はそれぞれのライフステージにおける自らの学びや他者との学び合いによって、「新しいことが分かった」「できた」など自分が変わることの喜びや生きがいを感じる中で、一人の人間として心身ともに成長していくものです。学校だけでなく、家庭や地域社会において生涯にわたって続けていく「豊かな学び」によって、「人間力」の構成要素である「知的能力的要素」を高めるとともに、人とのかかわりの中で知識や体験に基づく学びを通して、「社会・対人関係力的要素」であるコミュニケーションスキルやリーダーシップ、規範意識などを培っていきます。また、この2つの要素は、学び続けたい、社会に貢献したいという意欲、信念を持って粘り強く取り組む忍耐力、自分らしい生き方や成功を追求する力である「自己制御的要素」が基盤となっています。生涯にわたって知識や体験に基づく「豊かな学び」を通して、3つの要素を総合的にバランス良く高め、人間力を育成することをめざします。

さらに、「豊かな学び」は、自らの成長だけでなく地域づくりにもつながるものであり、学んだことを生かして地域で協働しながら地域の課題を解決することにより、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現をめざします。

(2) 重点テーマとめざす人間像

第3期計画の重点テーマを、『「人権文化に根づく生涯学習社会」の創造』、『「自立して力強く生き抜く力」の育成』とします。

「人権文化」とは、市民誰もがお互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが文化として定着している社会の在り方です。そのような社会の実現のためには、自分自身の人権が他者に尊重され、また、他者の人権を尊重することが必要であり、他者の人権を

侵害してはならないという義務と責任を伴うものです。市民一人ひとりの人権尊重の認識と自覚が人権文化を創造していく基盤となり、さらに、人権文化が根づいている社会が、「豊かな学び」を支える基盤となります。この「人権文化」が根づいている生涯学習社会を市民一人ひとりが認識と自覚を持って創造するとともに、自分を律し、自立して力強く生き抜く力を育成していきます。

そこで、基本理念に基づき人間力を育成することにより、めざす人間像を次のとおりとします。

【めざす人間像】

○夢や志を持ち、生涯を通じて学び続け、自立し力強く生きる人

○ ^{ふるさと}加東を愛し、共に支え合いながら、未来を切り拓いていく人

2. 基本方針と基本的方向

(1) 基本方針と基本的方向

基本理念を実現するために、3つの基本方針を定め、それぞれの基本的方向について示します。

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

子どもの発達段階や多様なニーズを踏まえて、未来を切り拓く子どもを育むために、小中一貫教育を通して、学びの連続性を大切にした教育の充実を図ります。

未来を切り拓いていくための「生きる力」として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成します。また、ふるさとへの誇りを持って、地域へ貢献しようとする意欲を育てるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志を持って課題に挑戦していく力を育成します。

障害等により支援が必要な子どもたちに対し、一人ひとりの特性に合った支援を行い、障害の有無に関わらず、共に学び合うインクルーシブ教育の充実を図ります。

また、幼児期の子どもたちの学びや育ちについて、「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）を踏まえ、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図ります。

基本的方向（1）「確かな学力」の育成

基本的方向（2）夢や志を持ち挑戦する力の育成

基本的方向（3）「豊かな心」の育成

基本的方向（4）「健やかな体」の育成

基本的方向（5）インクルーシブ教育の充実

基本的方向（6）幼児教育の充実

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

子どもたちの豊かな学びを実現するため、学習環境を整備するとともに、家庭や地域の力を生かした教育を充実します。

教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図りながら、働き方改革を推進していくとともに、いじめや不登校等の課題について、校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組む組織づくりを進めます。また、安全で安心な教育環境を整備し、ICT 環境の維持・管理を行うとともに、就学のために必要な支援を行います。

子育ての孤立化に伴う子育ての不安感・負担感の解消に向け、育児相談や子育て支援に関する講座を実施するほか、青少年や保護者の悩みを相談できる体制をつくります。家庭、学校、地域社会が連携・協働し、子どもの育ちを支援していきます。

基本的方向（１）学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

基本的方向（２）家庭・地域の力を生かした教育の充実

基本的方向（３）学校施設の整備と就学支援

基本方針Ⅲ 人生 100 年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

人生 100 年時代を見すえ、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる生涯学習社会を実現するため、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、市民の自主的な人権学習を支援するなど、人権教育・啓発を推進します。

また、市民の文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援、地域の文化財の保護、加古川流域滝野歴史民俗資料館や三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用、市民の学びの要求や暮らしを高める図書館サービスの展開により、社会教育の充実を図ります。

基本的方向（１）多様な学習機会の充実

基本的方向（２）人権教育・啓発の推進

基本的方向（３）文化芸術の振興

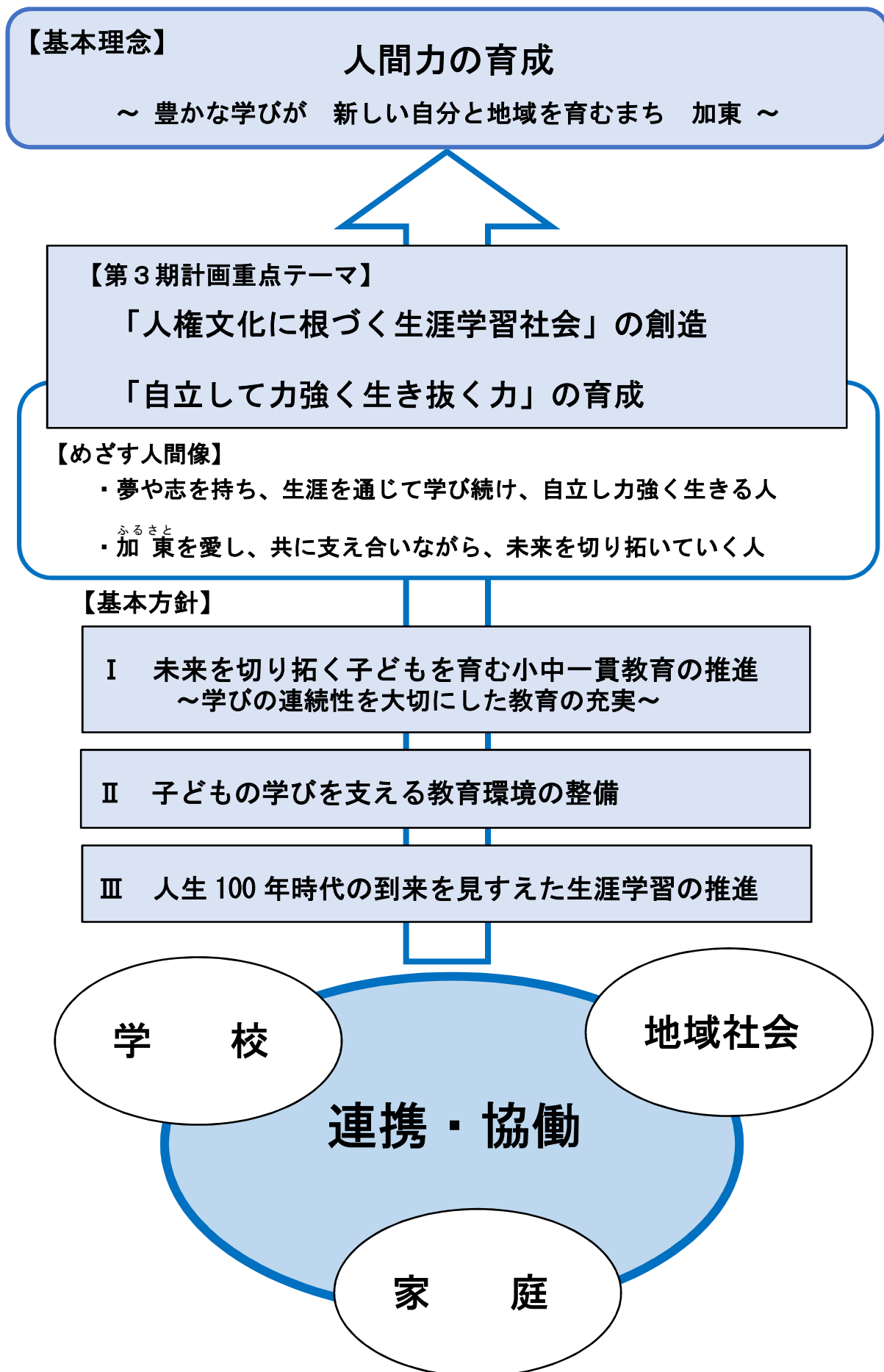
基本的方向（４）文化財の保護と活用・継承

基本的方向（５）生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本的方向（６）社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

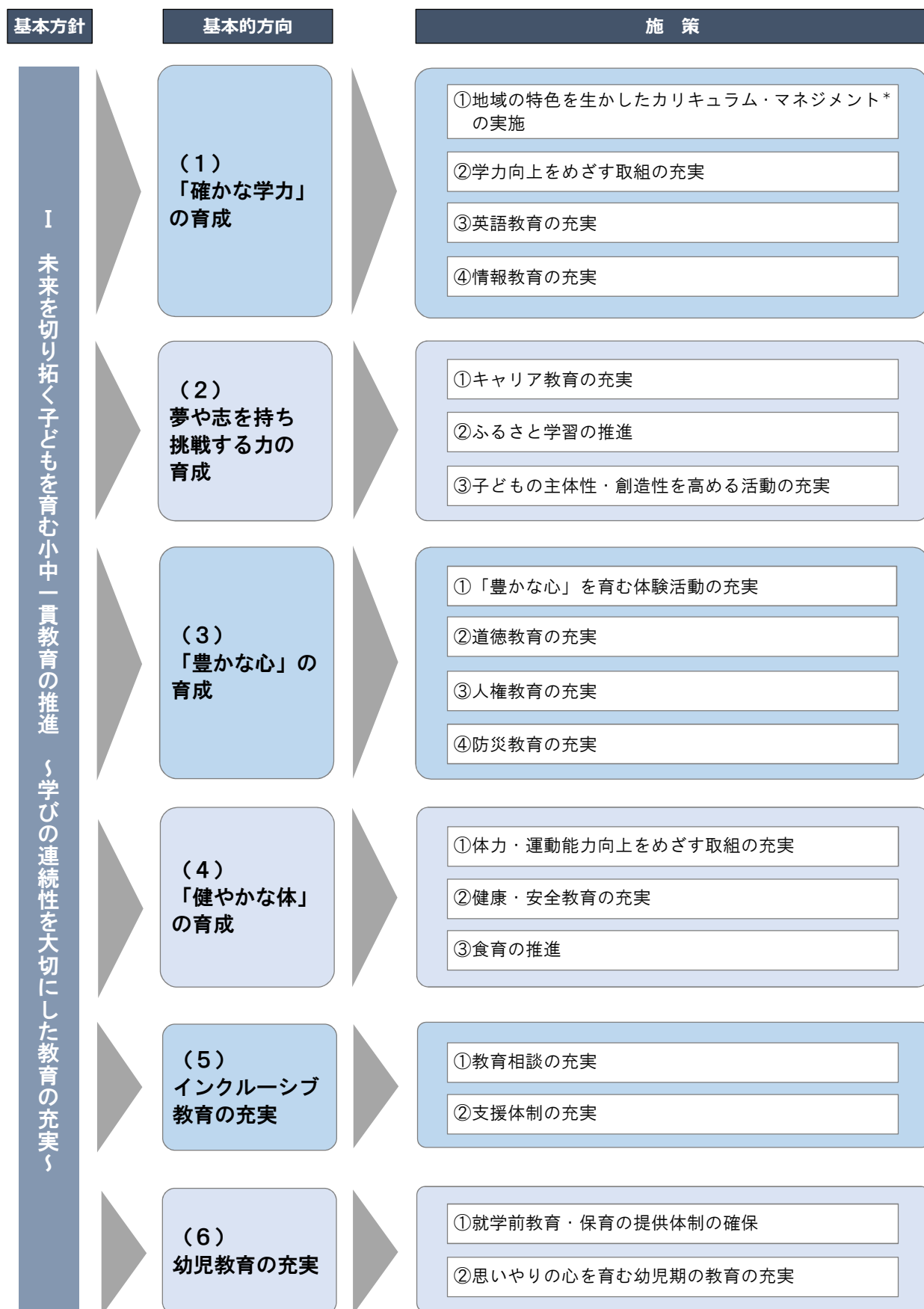
基本的方向（７）図書館サービスの充実

(2) 基本理念イメージ図



3. 体系図

人間力を育成するための3つの基本方針に基づく、基本的方向とその施策を示します。





基本方針	基本的方向	施 策
Ⅲ 人生100年時代の到来を見すえた生涯学習の推進	(1) 多様な学習機会の充実	①ライフステージに応じた学びの充実 ②学習活動の支援と担い手の育成
	(2) 人権教育・啓発の推進	①地域社会における人権教育・啓発の推進 ②職場における人権教育・啓発の推進
	(3) 文化芸術の振興	①文化芸術活動の継承・創造 ②文化芸術団体への支援
	(4) 文化財の保護と活用・継承	①文化財等の保存と活用 ②加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用や運営 ③歴史文化に根差した地域の活性化
	(5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	①生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援 ②スポーツ団体の支援 ③スポーツ等指導者の育成
	(6) 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営	①施設の適切な維持管理・運営
	(7) 図書館サービスの充実	①魅力ある蔵書の整備と情報発信 ②図書館利用の推進

第4章 具体的な取組

第3章「基本理念と基本方針」で掲げた基本方針に基づき、次のように具体的な取組を進めます。

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

基本的方向（１） 「確かな学力」の育成

「確かな学力」を定着させていくためには、知識・技能を基盤として思考力・判断力・表現力を育成し、主体的に学びに向かう力や態度を身につけていく必要があります。知識・技能の定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図りながら、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した小中一貫教育を通して、「確かな学力」を育成していきます。

①地域の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施

取組1 カリキュラムの実践と公開

9年間を通した系統性・連続性のあるカリキュラムを作成し、地域の教育資源を生かした教育活動を実践するとともに、カリキュラムを公開することで、地域や保護者と「めざす子ども像」を共有し、社会総がかりで子どもたちを育みます。

取組2 カリキュラムの改訂

市内全域で小中一貫教育を進めていくにあたり、学習指導要領の改訂を踏まえて作成した、9年間を通したカリキュラムをもとに、地域の特色を生かした教育活動のさらなる充実を図るよう、継続的に検証を加えつつカリキュラムの改訂を行います。

取組3 乗り入れ授業

小学校と中学校の教員が、校種を越えて学びのつながりを意識し、相互に授業を行う中で、互いの専門性を生かして指導内容の工夫・改善を図り、子どもたちの学習意欲の向上につながるよう、計画的な乗り入れ授業を行います。

②学力向上をめざす取組の充実

取組1 授業改善及び教員の指導力向上

全国学力・学習状況調査等の調査結果を活用し、成果や課題等を把握、検証することで、授業改善及び教員の指導力向上を図ります。

- ・全国学力・学習状況調査の実施、検証によるPDCAサイクル*の確立
- ・加東市標準学力調査の実施、検証

取組 2 一人1台パソコンを活用した「児童生徒一人ひとりに合った学び」の実現

個別学習に取り組むことができるドリル教材を整備し、自身の力量に応じた学習を選択、反復することで基礎学力の定着をめざします。また、一人1台パソコンを活用した協同学習や動画コンテンツの活用等 ICT を活用して、多様な子どもたちをだれ一人取り残すことのない学習支援をめざします。

- ・一人1台パソコンの活用
- ・ICT 支援員の活用

取組 3 学習習慣の定着と家庭学習の充実

進んで学習に取り組もうとする態度を育成するとともに学習習慣の定着を図るため、放課後や長期休業中の学習機会を提供します。また、基礎学力の向上、個に応じた学習の充実の視点から家庭学習の内容・方法の改善を図ります。

- ・長期休業中の自主学習室「加東スタディライフ*」の実施
- ・放課後補充学習の実施
- ・家庭学習の工夫

③英語教育の充実

取組 1 主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育む活動の推進

英語で臆せずコミュニケーションを図ることができる力を育成するため、コミュニケーションの目的や場面、状況を意識した言語活動を充実させるとともに、外国人英語指導助手（ALT）や地域の外国人等とのふれあいや対話の機会を積極的に設けます。

- ・全学校への外国人英語指導助手（ALT）の配置
- ・オールイングリッシュの英語活動「加東わくわく英語村」
- ・姉妹都市からの交換留学生等との交流

取組 2 コミュニケーション能力を育む英語授業の充実

実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を育成するため、CAN-DO リスト（学習到達目標）や年間指導計画に基づき、言語活動を重視した授業を行います。また、身につけた英語力を試す場を提供するとともに、児童生徒の英語力を把握・検証し指導の工夫改善に努めます。

- ・CAN-DO リスト、年間指導計画に基づいた指導
- ・英語を「読む」「書く」力を育む指導方法「ジョリーフォニックス*」の活用
- ・かとう英語ライセンス制度
- ・英検検定料助成
- ・小中英語教育の円滑な接続のための GTEC Junior*の活用

④情報教育の充実

取組 1 児童生徒一人1台パソコンの活用

情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための資質・能力を育成するため、年間指導計画を作成し、児童生徒一人1台のパソコンを活用した学習活動を計画的に実施します。

- ・パソコンの基本的な操作を習得する学習活動の実施
- ・パソコンを活用したプレゼンテーション活動の充実
- ・プログラミング教育*の実施

取組 2 情報モラル教育の推進

情報を正しく判断し、よりよく活用するとともに、責任を持って情報発信しようとする態度・能力を育成するため、教育活動全体を通して情報モラル教育を推進します。

- ・情報モラル学習会の実施
- ・児童生徒が主体となったスマートフォンや SNS 等の利用ルール作りの促進

成果指標

●学校の授業がわかると答える児童生徒の割合【肯定的回答】

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 82.9% ⇒ 令和7(2025)年度 88.0%

●学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 73.1% ⇒ 令和7(2025)年度 78.0%

●英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合

(英語教育実施状況調査(文部科学省))

令和元(2019)年度 46.0% ⇒ 令和7(2025)年度 60.0%

●収集した情報を整理して、発表資料を作成することが得意であると答える児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和2(2020)年度 25.6% ⇒ 令和7(2025)年度 50.0%

基本的方向（２） 夢や志を持ち挑戦する力の育成

複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々と協働して課題に挑戦していく力が求められています。ふるさと学習や地域社会との関わりを通して、ふるさと加東を愛し、誇りを持って行動し、地域へ貢献しようとする意欲を育てます。また、学年や校種を越えて活動することにより子どもたちの主体性・創造性を高めるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志を持って課題に挑戦していく力を育成します。

①キャリア教育の充実

取組１ キャリア発達を促す取組の充実

子どもたちが何に興味をもち、何に力を入れて取り組んできたか、得意なことは何かなど自分の姿に気づき、自分の将来につなげるために、「キャリアパスポート」を活用し、小学校から高等学校までの12年間を通したキャリア形成を図る取組を充実します。

取組２ 社会に触れる機会の充実

子どもたちが生涯を見すえ、学ぶこと、働くこと及び生きることの尊さを実感し、将来の自己の在り方・生き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう、トライやる・ウィークをはじめとする兵庫型「体験教育」や校外学習の充実を図ります。

②ふるさと学習の推進

取組１ ふるさと学習「かとう学」の実践

ふるさとへの自信と誇りを持って行動し、地域へ貢献しようとする意欲を高めるために、すべての教科を通した教科横断的な学びのカリキュラムを作成し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を実践します。

- ・ふるさと学習「かとう学」副読本の活用
- ・「加東遺産」めぐりの旅

取組２ ゲストティーチャーの積極的活用

ゲストティーチャーを積極的に活用し、「社会に開かれた教育課程」を実現することで、地域の人や社会とのかかわる機会を充実させます。

③子どもの主体性・創造性を高める活動の充実

取組1 縦と横のつながりを意識した交流

学年や校種を越えて共に活動する場を設定することで、集団の中で主体的に活動し、協働して物事に取り組もうとする姿勢を育むとともに、上級生へのあこがれや下級生への思いやりを持つことで、自分の将来を主体的に創造しようとする子どもを育成します。

- ・縦割り班活動
- ・小中学校間の児童生徒交流
- ・生徒会活動や児童会活動
- ・自然学校をはじめとする校外学習

取組2 発達に応じた学校行事

節目を意識した行事や発達に応じた課題を設定することで、自らの成長を実感し、自分を高めようとする態度を育成するとともに、主体的に課題を解決し、学校生活をよりよくしようと創造的に活動する子どもを育成します。

成果指標

●将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 62.1% ⇒ 令和7(2025)年度 72.0%

●ふるさとを大切にしたいと思う児童の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小3、小4)

令和2(2020)年度 87.9% ⇒ 令和7(2025)年度 92.0%

●地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 18.1% ⇒ 令和7(2025)年度 30.0%

●難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦しようとしている児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 32.6% ⇒ 令和7(2025)年度 45.0%

基本的方向（３） 「豊かな心」の育成

子どもたちの豊かな情操や道德心を培うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感*・自己有用感、人間関係を築く力を養うことが重要です。

多様な体験活動から、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てるとともに、子どもの発達段階に応じ、教育のあらゆる機会を通じて、「豊かな心」を育成していきます。

①「豊かな心」を育む体験活動の充実

取組１ 環境体験・自然体験・芸術体験活動の実施

自立心や、人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習、長期宿泊体験活動、芸術鑑賞活動を実施します。

- ・環境体験学習（小３）
- ・自然学校（小５）
- ・わくわくオーケストラ教室（中１）

取組２ 職業体験活動・ボランティア活動の実施

公共の精神や協調性を涵養するとともに、思いやりの心や責任感を持って行動する力を育むため、職業体験活動やボランティア活動等を実施します。

- ・トライやる・ウィーク（中２）
- ・トライやる・アクション
- ・児童生徒が主体となったボランティア活動の実施

②道德教育の充実

取組１ 学校・家庭・地域と連携した道德教育の推進

家庭や地域の理解や協力を得ながら道德教育を推進するため、授業参観やオープンスクールの機会を捉え、道德科の授業を公開します。「兵庫版道德教育副読本」等を家庭で活用する機会を意図的に設定します。

取組２ 道德授業の充実

子どもたちが自分の考えを発表したり、仲間の考えを聞いたりする「他者との対話」や心の中で仲間の考えと自分の考えを比べ自分の考えを発展させる「自己内対話」により、考えを深める授業を推進するために、教員研修を実施し、指導方法や評価方法の工夫改善を図ります。

③人権教育の充実

取組 1 発達段階に応じた人権教育の充実

加東市人権教育カリキュラムを基本として、各学校人権教育カリキュラムに基づいて教科（社会科）、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等において、人権の歴史や人権問題等について系統的に学ぶことによって、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成します。

- ・加東市人権・同和教育研究協議会と連携した授業研究
- ・小中学校人権教育講演会

取組 2 多様性を認め合う共生の心の育成

多様な個性や文化的・社会的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むとともに、共に生きようとする意欲や態度を育成するため、必要な環境を整備し、多様な価値観に対する理解を図ります。

- ・多文化共生サポーターの配置
- ・兵庫教育大学と連携した日本語初期指導教室
- ・性的少数者への人権侵害等の様々な人権課題に対する人権教育の実施

取組 3 自分や他者の人権を尊重する教育等の推進

いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育むとともに、関係機関と連携して、身近な差別を防止する取組を推進します。

- ・学級、児童会、生徒会によるいじめを許さない取組の充実
- ・デートDV*防止教育の実施（福祉総務課）
- ・大人の体罰や虐待を発見する定期的な調査の実施

④防災教育の充実

取組 1 震災の教訓を風化させない、実践的な防災教育の推進

防災・減災の意識高揚を図るとともに、災害から自らの生命を守る主体的な行動をとる力を育成するため、地域や市防災課、消防署等と連携した訓練や被害想定等を工夫した訓練を行います。

- ・防災課と連携した加東市小中学校・自主防災組織合同防災訓練
- ・保護者との引き渡し訓練

取組 2 助け合いやボランティア精神等共生の心の育成

震災の経験や教訓を語り継ぎ、阪神・淡路大震災や身近な災害に関連する防災教育を実施することで、助け合いやボランティア精神等共生の心を育みます。

- ・防災教育副読本「明日に生きる」（兵庫県教育委員会）の活用

成果指標

●人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 80.3% ⇒ 令和7(2025)年度 85.0%

●自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 39.0% ⇒ 令和7(2025)年度 50.0%

●道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 51.7%(小6のみ) ⇒ 令和7(2025)年度 70.0%

●人が困っているときは、進んで助けていると思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

令和元(2019)年度 46.0% ⇒ 令和7(2025)年度 60.0%



福祉体験(小学校)

基本的方向（４） 「健やかな体」の育成

「生きる力」の基盤となる「健やかな体」を育成するためには、子どもたちが健康によい運動習慣、食生活を自ら選択し、実践していく力を身につける必要があります。

発達の特性に応じた様々な遊びやスポーツの体験を通して、健康で安全な生活を送るための基礎を培います。また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、教育のあらゆる機会を通じて食育活動を展開し、健康的な食に関する自己管理能力を醸成します。

①体力・運動能力向上をめざす取組の充実

取組１ 体力・運動能力の向上

教科体育の系統的な学習指導の充実を図り、生涯にわたって運動・スポーツを楽しむ基礎を培うとともに、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力テストの分析結果を活用して、義務教育９年間を通じた中長期的な体力向上の取組を推進します。また、教員の指導力の向上や、運動部活動における指導の充実を図るため、地域との連携・地域人材の活用を推進します。

- ・子どもの体力向上推進事業
- ・部活動指導員の配置
- ・体力アップサポーターの活用

取組２ 運動やスポーツの習慣化

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成するために、発達の段階に応じた様々な遊びやスポーツを体験させ、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感できる時間を確保します。

- ・「加東市部活動指導方針」に基づく部活動の適切な指導と運営体制の整備
- ・委員会活動における各種スポーツ大会の実施

②健康・安全教育の充実

取組１ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の実施

喫煙・飲酒・薬物乱用がもたらす健康への影響を理解し、誘惑に負けない行動ができるようにするため、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

取組２ 感染症予防のための正しい知識・実践力の育成

新型コロナウイルス、インフルエンザ、風疹、麻疹等の感染症について正しく理解させ、予防対策を実践する力を身につけさせるため、関係機関と連携し、適切な指導を行います。

取組 3 交通安全教室・防犯教室等を通じた安全意識の向上

警察や交通安全協会、青少年センターと連携して、交通安全教室や防犯教室を行い、登下校の交通安全並びに不審者対策等の安全教育の充実を図ります。

取組 4 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等の推進

解決が難しい問題や悩みなどに直面した時はだれかに相談すること、つらい時や苦しい時には助けを求めてよいことを指導します。「ＳＯＳの出し方に関する教育」や「心の授業」を推進することにより、直面する問題に対処する力を身につけることができるよう取り組みます。

③食育の推進

取組 1 地産地消による「楽しみのある学校給食特別メニュー」の提供

学校給食の地場産物使用比率を高め、地域の食文化や産物について理解を深めるため、「楽しみのある学校給食特別メニュー」を月 1 回実施します。児童が生産者と交流を行い、生産者の努力を知ることにより、地場産物に親しみをもち、感謝する心を育てる取組を行います。

取組 2 学校給食を活用した食育指導

食育推進専門員や栄養教諭により、各学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育活動を推進します。また、小学校の全クラスを栄養教諭が訪問して食事マナーや食事を通じて豊かな人間性（心身の健康・社会性）を築く食育指導を行います。

取組 3 「かとう和食の日」について啓発

学校給食で和食給食を提供し、日本の伝統的な食文化を学ぶ機会とします。また、給食だよりや食育だよりを通して、児童生徒だけでなく保護者にも和食の良さや、朝食の大切さ、食べることの重要性を理解してもらうよう周知・啓発を行うなど積極的に推進活動を行います。

取組 4 学校給食センターでの体験学習

学校給食センターが主催する学校給食試食会や給食センター見学会、夏休み親子料理教室を通して、保護者と児童の食への関心を高めるとともに、食品を選択する能力を高めます。

取組 5 食育推進指定校による食育推進事業

食育推進指定校として 2 校（小学校 1 校・中学校 1 校）を指定し、食育を推進します。市内の各学校にも取組の成果を報告し、取組の共有化を図ります。

成果指標

- 自主的に運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをする時間を持ちたいと思う児童生徒の割合
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元（2019）年度 71.1% ⇒ 令和7（2025）年度 80.0%

- 不安や悩みがあったときに、相談できる人がいる児童生徒の割合
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

令和2（2020）年度 92.3% ⇒ 令和7（2025）年度 100.0%

- 朝食を毎日食べている児童生徒の割合

（全国学力・学習状況調査（文部科学省）対象：小6、中3）

令和元（2019）年度 86.7% ⇒ 令和7（2025）年度 94.0%



体育祭（中学校）



楽しみのある学校給食（小学校）

基本的方向（５） インクルーシブ教育の充実

支援が必要な子どもが、その人らしく自立した生活ができるよう、一人ひとりの特性に合った生涯を見通した支援を行います。

①教育相談の充実

取組１ 相談事業

保健師・臨床心理士・教育相談支援員・合理的配慮協力員等による相談、医師による診察、臨床心理士による発達検査を実施し、保護者・関係機関職員に対し、必要な支援や指導についての助言を行います。

②支援体制の充実

取組１ 療育事業

支援が必要な子どもが集団生活に必要な能力を身につけるために、個別・集団療育を実施します。

取組２ 巡回相談

認定こども園・学校等を巡回し、合理的配慮等についての指導助言を行います。

取組３ 切れ目ない支援体制の確立

支援が必要な子どもの保護者に対し、サポートファイルの作成を促し、家庭と関係機関が情報を共有し、一貫した支援を行います。

発達障害に関する知識や理解を深め、適切な対応を学ぶことにより、共生社会の実現をめざすため、市民を対象に発達障害の基礎的な内容や就労に関する内容のサポート研修を実施します。

取組４ 現場での支援についての情報提供

認定こども園・学校等の教職員に対し、サポート研修を実施し、日々の関わりに活用できる支援や基本的な考え方について学ぶ機会を設けます。

成果指標

- 児童生徒の自立割合（サポートファイルによる支援が不要になった児童生徒の割合）

令和元（2019）年度 7.5% ⇒ 令和7（2025）年度 9.0%

- 市民対象講演会に対する参加者の内容理解度（４段階評価の平均値）

令和2（2020）年度 — ⇒ 令和7（2025）年度 3.0

基本的方向（６） 幼児教育の充実

保育所及び認定こども園において、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るための質の高い教育・保育環境の構築に努めます。また、幼児一人ひとりの発達特性に応じた質の高い教育・保育を提供します。

①就学前教育・保育の提供体制の確保

取組１ 公立認定こども園等の再編

公立認定こども園、保育所を段階的に集約し、職員を効率的に配置することで、幼児教育・保育の提供体制を整えます。

取組２ 私立保育所・認定こども園の拡充

私立保育所及び認定こども園の施設整備に対し補助金を交付し、基盤整備を支援することで、教育・保育環境の充実を図ります。

取組３ 就学前教育・保育の質の向上

保育士・保育教諭等を対象に「保育士等キャリアアップ研修」を実施し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

②思いやりの心を育む幼児期の教育の充実

取組１ 幼児期からの人権教育

幼児期に「やさしさ」や「思いやり」といった心を育み、「違いを違いと思わない」絶対人権感覚*を培うための「人権啓発プログラム」を実施します。

取組２ 人権教育実践者の養成

保育士、保育教諭を対象とした幼児の発達段階に応じた人権教育の実践者を養成します。また、市内保育所・認定こども園が「人権啓発プログラム」を実施するための支援を行います。

成果指標

●教育の機会の提供 3～5 歳児の待機児童数

3 歳児 令和元（2019）年度 1 人 ⇒ 令和 7（2025）年度 0 人

4 歳児 令和元（2019）年度 0 人 ⇒ 令和 7（2025）年度 0 人

5 歳児 令和元（2019）年度 0 人 ⇒ 令和 7（2025）年度 0 人

●保育士等キャリアアップ研修への参加者が、保育実践に役立つと回答した割合

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和 7（2025）年度 90.0％

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

基本的方向（１） 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

子どもたちの豊かな学びを実現するために、いじめや不登校等の課題について、校長のリーダーシップのもと教職員一人ひとりの力を生かし、「チーム学校」として学校全体で取り組みます。また、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、働き方改革を推進していきます。

①教職員研修の充実

取組１ 専門性と実践的指導力の向上をめざす研修

教科指導研修、課題教育研修、教育課題チャレンジ事業、各教科部会研究授業等において、積極的に授業公開・研究を行い、教職員の指導力向上をめざします。

取組２ キャリアステージに応じた研修

学校経営研修会、ミドルリーダー研修会、若手教員研修会において、常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦できる教職員の育成をめざします。

取組３ 組織力向上をめざす研修

学校経営研究会、各教科研究発表会等において、研究推進目標の共通理解を図り、教職員一人ひとりの能力・適性を生かした研究を進めることで、協働体制の構築をめざします。

②協働体制「チーム学校」の確立

取組１ 児童生徒の内面の共感的な理解に基づいた生徒指導体制

専門知識を有した人材を活用したり、質問紙法によるテストを実施したりして、全教職員が児童生徒一人ひとりの内面に対する共感的な理解を深め、児童生徒の日常生活における変化に気を配り、悩みを積極的に受け止めることができるよう、生徒指導体制を整え、指導の充実を図ります。

- ・ スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*の活用・連携
- ・ hyper-QU テスト*及び事例検討会の実施

取組2 いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応

いじめ、暴力行為等の問題行動、不登校、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応のため、組織的な対応を行います。児童生徒が自他の個性・人権を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする豊かな人間性を育む学校づくりを推進するとともに、小さな芽に気づく危機管理意識を高めて、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

- ・「まなざし」「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修
- ・適応指導教室「ふきのとう」
- ・警察、福祉・医療機関、教育機関等との連携
- ・学校生活実態把握調査及び校内アンケートの実施、適切な対応

③教職員の働きがいのある職場づくり

取組1 ハラスメント防止

ハラスメント防止指針に基づいた教職員研修を行い、教職員と児童生徒の人格が尊重され、児童生徒が安全・安心でいきいきと学ぶことができる、働きがいのある職場環境を推進します。

取組2 教職員の業務量の適切な管理

管理指針の趣旨に合致した適正な勤務体制とするため、教職員の在校時間を把握し、校務分掌の偏りや持ち帰る仕事がないよう、保護者や地域社会等との連携を図りながら働き方改革を推進します。

- ・部活動指導員の配置
- ・スクールサポートスタッフの配置
- ・業務改善（働き方改革）推進委員会

成果指標

●学校生活に満足する児童生徒の割合

（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元（2019）年度 48.7% ⇒ 令和7（2025）年度 68.0%

●授業中に ICT を活用して指導している教員の割合

令和元（2019）年度 74.9% ⇒ 令和7（2025）年度 100.0%

●1か月の在校時間が100時間超の教員数

（教職員超過勤務調査）

令和元（2019）年度 13人 ⇒ 令和7（2025）年度 0人

基本的方向（２） 家庭・地域の力を生かした教育の充実

保護者の子育ての不安感、負担感を軽減するために、子育て中の親子が児童館などに気軽に集い、相互交流しながら、子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供します。また、親が親として成長するための学びの機会を提供するとともに、青少年相談窓口を開設し、保護者の子育てに関する悩みを相談できる体制を整えます。

さらに、子どもたちの地域における学びの充実を図るとともに、家庭や地域の力を生かした「地域とともにある学校」づくり、地域全体で子どもを育てる環境づくりをめざします。

①親の学びの機会の提供と保護者支援

取組１ 学校と家庭の連携の促進

子どもたちが安心して活力ある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、家庭教育に関する情報を提供し、家庭での取組を促進します。

- ・家庭教育支援パンフレットの作成、活用

取組２ 子育ての不安を抱える家庭への支援

子育ての不安等の保護者の悩みを相談できる体制を整えます。

- ・青少年相談窓口の開設

②子育て相談・子育て支援の充実

取組１ 子育て親子の交流と育児相談・情報提供

児童館、地域子育て支援拠点等において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

取組２ 「子育て」と「子育て」を支える講座の実施

子育て及び子育て支援に関する講座等の実施と子育てサークルの活動を支援します。

③学校・家庭・地域の連携と協働

取組１ 加東市連合 PTA 研修会の開催

単位 PTA 相互の連携による PTA 活動の振興発展のため、また、地域と保護者と教職員が協働して子どもたちを育成するという意識の向上を図るため研修会を開催します。

取組 2 子ども育成に対する学びの場の充実や家庭への支援

自立して力強く生き抜く力を育成するため、子どもたちに学びの場を提供し、地域と学校が連携・協働して行う子どもたちの成長を支えるための活動を推進するとともに、子育て不安などを抱える子育て世代に対する支援を行います。

- ・小学生チャレンジスクール事業
- ・ひょうご放課後プラン「地域子ども教室」事業
- ・子育て応援ネット推進事業
- ・ノーベル大賞 など

④地域とともにある学校づくり

取組 1 地域との連携・協働による学校運営

PDCA を踏まえた目標及び評価項目や指標を設定し、自己評価、学校関係者評価を行い、評価結果について保護者や市民へ公表し、地域とともに学校教育活動を推進します。

取組 2 開かれた教育課程の推進

ホームページや学校便り等により、オープンスクールへの地域住民の参加を促し、子どもの学ぶ姿を見ながら、地域とともにより良い教育を考えるよう推進します。

取組 3 「かとう学」によるふるさと意識の醸成

義務教育 9 年間の連続性・系統性のある学習指導を軸として、教科横断的な学習により学びを深めるとともに、SDGs の視点で考える力をつけ、ふるさと意識の醸成を図ります。

取組 4 コミュニティ・スクールとしての新しい学校づくり

小中一貫校の開校にあわせ、学校評議員会を学校運営協議会*へ移行し、地域住民が主体となって活動する地域学校協働本部と連携・協働しながら、中学校区を 1 つとした編成で地域とともにある学校づくりを推進します。

⑤地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

取組 1 地域での安心・安全を見守る体制づくり

地域の有志や単位 PTA による交通立番、青色パトカーでの巡視をすることで、児童生徒の安全な登下校を支援し、地域の安全・安心を育む活動に取り組みます。

- ・地域有志及び単位 PTA による交通立番
- ・青色パトカー巡視
- ・通学路安全プログラム

取組2 地域での健全育成を推進する体制づくり

青少年の健全育成推進のため、関係機関との情報交換や見守り活動を行います。

- ・ ネット見守り隊のネットパトロール
- ・ 市内商店等と連携した万引き防止対策会議の開催
- ・ 警察、補導委員による巡回補導
- ・ 学警連絡会における情報交換

成果指標

●学校や市の研修会に参加した保護者の割合

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和7（2025）年度 70.0％

●親子活動、ひろば活動等の参加者が、楽しい・良かったと感じた割合

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和7（2025）年度 85.0％

●オープンスクールなどの学校行事や学校でのボランティア活動などに参加する市民の割合 （総合計画に関する市民意識調査）

令和2（2020）年調査 45.7％ ⇒ 令和7（2025）年調査 53.0％

●青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加する市民の割合 （総合計画に関する市民意識調査）

令和2（2020）年調査 28.0％ ⇒ 令和7（2025）年調査 33.0％



地域子ども教室



地域とともにある学校づくり（小学校）

基本的方向（３） 学校施設の整備と就学支援

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い学習環境を整備することが重要です。また、家庭の経済的な事情に関わらず、学習の機会を保障するため、経済的な支援による教育環境の向上を図る必要があります。

そのため、小中一貫校の施設整備、既存施設の改修、ICT 環境の維持・管理などの教育環境を整えとともに、経済的な支援に取り組みます。

①小中一貫校開校に向けた準備と施設の整備

取組 1 開校準備委員会の設置・運営

従来の 6・3 制にとらわれず、義務教育 9 年間を発達段階に応じた、きめ細やかな 4・3・2 制を行う小中一貫校にふさわしい教育環境などを、各地域の代表者や学校関係者、保護者等で組織する小中一貫校開校準備委員会において開校まで協議します。社地域は引き続き開校準備委員会を運営していくとともに、滝野地域は、令和 4（2022）年度に立ち上げます。

また、開校後においては、小中一貫校開校準備委員会を新しい組織である「学校運営協議会」へ移行し、東条地域と同様に、継続的に学校運営について協議していきます。

取組 2 東条地域小中一貫校の整備

令和 3（2021）年 11 月の竣工をめざして、工事を進めていきます。また、令和 4（2022）年 1 月から新校舎で小中一貫教育が実践できるよう、東条学園小中学校との調整を進めます。

取組 3 社地域、滝野地域小中一貫校の整備

社地域では、令和 2（2020）年度から進めている基本・実施設計を開校準備委員会や教職員とともに構築し、令和 6（2024）年度の開校をめざして、令和 4（2022）年度から建設工事の着工を目標にしていますが、現社中学校の学習環境への影響を考慮しながら、慎重に工程を組んでいきます。

また、滝野地域では、令和 5（2023）年度から基本・実施設計を開校準備委員会や教職員とともに構築し、令和 9（2027）年度の開校をめざして、令和 7（2025）年度から建設工事に着手することを目標にします。

②学校教育施設の改修や教材等の環境整備

取組 1 既存施設の改修

安全で快適な学校生活を保障していくために、既存学校施設の長寿命化計画に基づき、必要な改修を実施します。

取組 2 ICT 環境の維持管理

国の GIGA スクール構想により、一人 1 台整備した学習者用端末を子どもたちが有効活用できるよう端末の管理、ユーザー管理、ネットワーク管理を行うとともに、必要に応じて学習者用端末の更新を行います。

③教育機会の確保と就学のための支援

取組1 就学の援助

経済的な支援を必要とする子どもの保護者に対し、入学準備金、学用品費、校外学習費など、保護者の負担となる費用の一部を援助します。

また、通学の支援として、小中一貫校開校等により遠距離通学となる子どもたちの通学のためにスクールバスを運行します。加東市立の小学校に遠距離通学する子どもの保護者に対し、通学費の一部を援助するとともに、加東市立の中学校に通学する子どもの保護者に対しては、自転車通学に必要な通学用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

- ・就学援助事業
- ・就学奨励事業
- ・遠距離通学支援事業
- ・ヘルメット購入助成事業

取組2 外国人児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒並びにその保護者に対し、コミュニケーションの円滑化や生活適応、学習支援、心の安定などを図るため、サポーター等を派遣して学校生活への早期適応を促進します。

- ・多文化共生サポーターの派遣
- ・多言語相談員の派遣
- ・こども日本語教室
- ・多言語翻訳機の貸出

成果指標

●学校教育環境の整備充実に満足している市民の割合

(総合計画に関する市民意識調査)

令和2(2020)年調査 19.9% ⇒ 令和7(2025)年調査 24.0%

基本方針Ⅲ 人生 100 年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

基本的方向（１） 多様な学習機会の充実

ライフステージに応じた様々な学びの機会を提供し、仲間とつながりながら楽しく学び、活動ができる場や学習成果を発表する場を設けます。また、様々な活動が有意義なものとなるように、地域住民などによるサポーターの参画を支援できる体制を整備します。

①ライフステージに応じた学びの充実

取組 1 高齢者大学の実施

高齢者が前向きな人生観を持って、積極的に人間関係をつくり、地域活動に参加する基礎的な能力を身につけるため、教養性・社交性・実用性を重視した学習の機会を提供します。

取組 2 成人を対象とした講座の開催

普段、公民館を使用していない青年・壮年世代をターゲットとして、公民館の使用促進を図るため、様々な学習・体験の機会を提供します。

- ・文学講座
- ・成人学習講座

取組 3 社会教育の振興への支援

地域住民が自らの手で地域課題の解決に取り組む意識の高揚を図るため、各種団体へ補助金を交付し、団体主導による自主的かつ主体的な活動を支援します。

取組 4 加東遺産講座

市内に所在する文化財をより身近なものにするために、令和 2（2020）年度に改訂したガイドマップを用いて、出前講座や文化財教室などを開催し、関心を深めます。

取組 5 子ども育成に対する学びの場の充実や家庭への支援（再掲）

子どもたちが自立して力強く生き抜く力の育成のため、学びの場の提供や地域と学校が連携・協働して、未来を担う子どもたちの成長を支えるための活動推進及び子育て不安などを抱える子育て世代に対する支援を行います。

- ・小学生チャレンジスクール事業
- ・ひょうご放課後プラン「地域子ども教室」事業
- ・子育て応援ネット推進事業
- ・ノーベル大賞 など

取組 6 青少年健全育成への支援

青少年の心と体への健全な発達を促し、自主性や社会性、正義感や倫理観を持った豊かな人間性を育成するため、各種団体へ補助金を交付し、団体主導による自主的かつ主体的な活動を支援します。

- ・子ども会育成連絡協議会
- ・ボーイスカウト兵庫連盟（社第1団、加東第5団）

②学習活動の支援と担い手の育成

取組 1 サークル活動の実施・支援

一人ひとりの可能性を最大限に生かすための学びの環境を整備し、多様な学習機会及び発表の場を提供するとともに、サークルの自主的活動を支援します。

取組 2 生涯学習サポーター倶楽部*の充実

青少年を始めとする市民を対象とした様々な学習活動・体験活動の実施に際し、各活動が安全・安心かつ有意義なものとなるように「生涯学習サポーター倶楽部」を設立していることから、地域住民などによるサポーター（活動支援スタッフ）の参画を支援できる体制を充実します。

成果指標

- 高齢者大学での学びが役立った、生きがいがづくりにつながったと回答した人の割合
（参加者アンケート調査）

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和7（2025）年度 87.4％

- 成人を対象とした講座の内容が役立ったと回答した人の割合
（参加者アンケート調査）

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和7（2025）年度 87.4％

- 参加した教室等の内容がよかったと回答した子どもの割合
（参加者アンケート調査）

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和7（2025）年度 87.4％

基本的方向（２） 人権教育・啓発の推進

「第２次加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（令和２（２０２０）年度から令和１１（２０２９）年度まで）に基づき、市民一人ひとりが、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、生涯にわたって主体的に学び続け、人権文化が根づいた共生社会の実現をめざします。差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう地域社会や職場において人権教育・啓発を推進します。

①地域社会における人権教育・啓発の推進

取組１ 市民の学習活動の支援

人権に関する具体的な課題に対して、多様な学習情報や教材を提供することにより学習機会の拡充を図り、市民の主体的な学習活動を支援します。

- ・リーダー研修の充実
- ・人権啓発ビデオ等の啓発資料の充実

取組２ 地域の特性を活かした人権学習の推進

広域隣保活動事業における講座の充実、学習機会や情報の提供、指導者養成支援などを通して、地域の特性を活かした人権学習の推進に努めます。

取組３ 加東市人権・同和教育研究協議会の活動支援

加東市人権・同和教育研究協議会（以下「市同教」という。）による学習会などの活動を支援します。市同教では、共生社会と人権文化の創造をめざして、部落差別の問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れる様々な人権問題を明らかにしながら、人権・同和教育の充実を図ります。

取組４ 人権に関する講演会等の開催

人権文化をすすめる市民運動推進強調月間（８月）、人権週間（１２月）を啓発活動の強化月間として住民意識の高揚に努めるほか、様々な人権問題をテーマとした講演会等を開催します。

②職場における人権教育・啓発の推進

取組１ 加東市企業人権教育協議会の活動支援

加東市企業人権教育協議会の活動を支援し、企業・事業所の社会的責任（CSR）を果たす取組が推進されるよう、人権研修を積極的に推進します。

成果指標

●人権を日常的に意識している市民の割合

（総合計画に関する市民意識調査）

令和２（２０２０）年調査 77.3％ ⇒ 令和７（２０２５）年調査 80.0％

基本的方向（３） 文化芸術の振興

市民が身近に文化芸術にふれ、親しむことができるよう、個性豊かな地域の文化芸術活動ができる場や機会を提供します。また、文化芸術団体の発表の場や機会を通して、団体やサークルの相互交流を促進し、新たな発見と生きがいがいづくりにつなげます。

さらに、文化賞の表彰や文化芸術賞賜金の授与により、文化芸術の振興を図ります。

①文化芸術活動の継承・創造

取組１ 文化芸術活動の場及び体験できる機会の提供

世代を超えて活動できる場を提供するとともに、気軽に参加し、ふれあい、体験できる機会を確保することで、市民の文化芸術についての理解と関心を深めます。

- ・公募美術展
- ・文化祭
- ・日本木管コンクール
- ・文化芸能公演鑑賞
- ・文化連盟祭 など

取組２ 文化賞表彰及び文化芸術賞賜金の授与

文化芸術部門で全国大会や国際大会に出場、出展、または優秀な成績を収められた方や、文化芸術の振興に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体に対し表彰又は賞賜金を授与することで、文化芸術の振興を図ります。

取組３ 後継者育成への支援

伝統文化の担い手が減少していくなか、指定文化財を後世に継承していくため、無形民俗文化財に係る後継者育成を支援します。

②文化芸術団体への支援

取組１ 文化芸術団体の育成及び活動支援

市の文化芸術の振興のため、文化芸術団体へ補助金を交付し、文化芸術団体主導による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援します。

- ・文化連盟への支援
- ・美術協会への支援

成果指標

- 芸術・文化に関する施策が重要と回答する市民の割合
(総合計画に関する市民意識調査)

令和２（２０２０）年調査 ６５．９％ ⇒ 令和７（２０２５）年調査 ６８．０％

基本的方向（４） 文化財の保護と活用・継承

地域の貴重な財産として、文化財を適切に保護・保存し、継承します。また、歴史と文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを培うため、加古川流域滝野歴史民俗資料館を有効に活用するとともに、多様なイベントなどにより郷土の文化財を広く公開し、価値や魅力を発信します。

①文化財等の保存と活用

取組１ 文化財の調査と保護活動

市内に残された歴史資料の保存にあたり、潜在的な文化財の掘り起しを行うとともに、文化財の寄贈・寄託を受け、調査と保護活動を実施します。

取組２ 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財包蔵地及び指定文化財の保護のため、開発事業に伴う試掘・立会調査、開発照会事務を文化財保護法に基づいて行うとともに、指定文化財修理及び防火設備管理の補助事業を実施します。

取組３ 文化財に関する情報発信

市の内外を問わず、文化財への意識を向上させるため、見学会、文化財企画展、出前講座及び講演会を開催します。併せて、インターネットや新聞などのメディアを活用して文化財の価値や魅力を発信します。

②加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用や運営

取組１ 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の管理運営事業

本市の歴史を学ぶことができるよう、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家を適切に運営し、文化財資料を公開します。

また、市民の文化財への造詣を深めるため、体験学習型講座を開催し、実物に触れる機会を提供します。

③歴史文化に根差した地域の活性化

取組１ 文化財保存を通じた地域活動への支援

文化財保存を通じた地域活動の活性化のため、地域ぐるみでの指定文化財の管理や伝承などの取組を支援します。

取組２ 文化財による地域交流、観光資源化

歴史文化の振興による地域内外の交流を活性化させるため、指定文化財等の情報を広く周知します。

成果指標

●芸術・文化に関する施策が重要と回答する市民の割合

(総合計画に関する市民意識調査)

令和2(2020)年調査 65.9% ⇒ 令和7(2025)年調査 68.0%

●加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の来館者満足度

(来館者アンケート調査)

令和元(2020)年度 ー% ⇒ 令和7(2025)年度 86.6%



文化財教室



公募美術展

基本的方向（５） 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して市民相互の親睦を深め、健康増進や体力向上を図るため、多世代の市民が参加できる機会を提供します。また、スポーツ推進員や指導者を育成し、生涯スポーツの普及と振興をめざします。

さらに、スポーツ賞の表彰やスポーツ賞賜金の授与により、スポーツ振興を図ります。

①生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援

取組１ 多世代交流ができる機会の提供

市民の健康・体力づくり及びスポーツを通じ市民相互の理解や親睦を深めるための大会を開催します。

- ・ふれあい球技大会
(ゲートボール大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、卓球大会、パークゴルフ大会)
- ・地区親善ソフトボール大会、地区親善バレーボール大会

取組２ 加東伝の助マラソン大会

市民の健康・体力づくり及びスポーツを通じた市民相互の理解や親睦を深めるため、加東伝の助マラソン大会を開催します。

取組３ 陸上教室等の専門技術向上事業

小学生や中学生を対象とした専門技術の向上及びスポーツを通じた健康・体力づくりのため、陸上競技教室などを開催します。

②スポーツ団体の支援

取組１ 各種スポーツ団体等への活動支援

市民の心身の健全な発達や体力の向上及び体育文化の進展を図るため、各種団体の目的達成に必要な活動に係る経費を補助し、支援します。

- ・体育協会（加盟団体含む。）
- ・スポーツ少年団
- ・東京 2020 オリンピック聖火リレー実行委員会

取組２ 自主的なスポーツサークルの支援

市の施策の啓発や振興に寄与する自主的なスポーツサークルの活動について、施設使用料の減免を行い、その活動を支援します。

取組３ スポーツ賞表彰及びスポーツ賞賜金の授与

栄誉と誇りを市民が共有し、市のスポーツ振興を図ることを目的として、その功績が顕著な個人及び団体に対し表彰又は賞賜金を授与します。

③スポーツ等指導者の育成

取組1 スポーツ等指導者の育成

各種スポーツ大会の運営、生涯スポーツの普及と振興をめざし、スポーツ推進委員を確保するとともに、地域指導者の育成を図り、多様なニーズに応えられる体制づくりを進めます。

成果指標

●スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合

(総合計画に関する市民意識調査)

令和2(2020)年調査 69.9% ⇒ 令和7(2025)年調査 86.0%

●スポーツ活動の支援に満足していると回答するスポーツ推進委員の割合

(スポーツ推進委員のアンケート調査)

平成元(2019)年度 ー% ⇒ 令和7(2025)年度 85.1%



パークゴルフ

基本的方向（６） 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

社会教育施設や社会体育施設について、公共施設の適正化の取組を踏まえ、適切に管理するとともに、効率的な管理運営を行います。

①施設の適切な維持管理・運営

取組１ 適切な維持管理・運営

「公共施設等総合管理計画」に基づき適切な施設管理を行うとともに、施設の老朽化による維持管理経費の負担増が見込まれることを踏まえ、修繕個所の早期発見・早期対応による効率的な管理運営を行います。

成果指標

- 施設設備について満足していると回答する施設使用団体の割合
(施設使用団体アンケート調査)

令和元（2019）年度 ー％ ⇒ 令和 7（2025）年度 85.1％



成人学習講座 インドヨガ体験教室



滝野公民館まつり

基本的方向（７） 図書館サービスの充実

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった要求に応えるため、継続した魅力ある蔵書の確保と資料及び情報の提供に努めます。また、市民に本との出会いや読書に親しむ機会を提供します。さらに、自ら学ぼうとする市民の要求に応え、暮らしを高める図書館サービスを展開します。

①魅力ある蔵書の整備と情報発信

取組１ 資料の収集（図書・リクエスト図書・郷土資料・雑誌等）

各世代の利用傾向に応じた図書やリクエストのあった図書を購入し、魅力ある蔵書を確保します。また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集し、郷土行政資料の充実に努めます。さらに、雑誌スポンサー制度*を活用し、雑誌コーナーの充実に図ります。

取組２ 充実した予約サービスと資料貸出の実施

市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の要求に応える予約・リクエストサービスの充実に図ります。

取組３ 情報発信の拡充

図書館だより、新着図書案内、広報かとう、市ホームページ、加東ケーブルビジョンを活用して情報発信に努め、さらに新たな発信手段を検討します。

取組４ 学校との連携

児童生徒の発達段階に応じた蔵書の確保に努めるとともに、学校と緊密な連携、協力を保ち、子どもたちが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。

②図書館利用の推進

取組１ 読書活動推進事業（行事）の実施

幼児・小学生に絵本などの読み聞かせをするおはなし会をはじめ、市民が本とふれあい、読書のきっかけとなるような行事を催します。

取組２ 「はじめてであう絵本」「人権絵本の読み聞かせ」の実施

健康課と連携し、４か月児健診時に本人とその保護者に絵本の読み聞かせをし、その意義を伝えます。また、人権協働課と連携し、学校や公民館で人権に関する絵本の読み聞かせをします。

取組３ 館内施設の活用

各図書館の施設を有効に活用し、市民の憩いの場としての図書館の在り方を検討します。

取組 4 学校との連携

全学校に、司書が選んだ図書を届ける「おとどけ図書館」を実施します。

小学3年生を対象に、図書館内の見学と自身のとしょかんカードを作って図書を借りる体験をする「おでかけ図書館」を実施します。

取組 5 図書館利用が困難な市民への対応

高齢者をはじめ、交通手段が無いなどの図書館利用が困難な市民に対応する方策を検討、実施していきます。

成果指標

●貸出密度（市民一人当たりの年間貸出冊数）

令和元（2019）年度 11.1 冊 ⇒ 令和7（2025）年度 12.0 冊

●予約（リクエスト含む）対応件数

令和元（2019）年度 42,624 冊 ⇒ 令和7（2025）年度 44,100 冊



おでかけ図書館（中央図書館）



おでかけ図書館（滝野図書館）

第5章 計画の推進

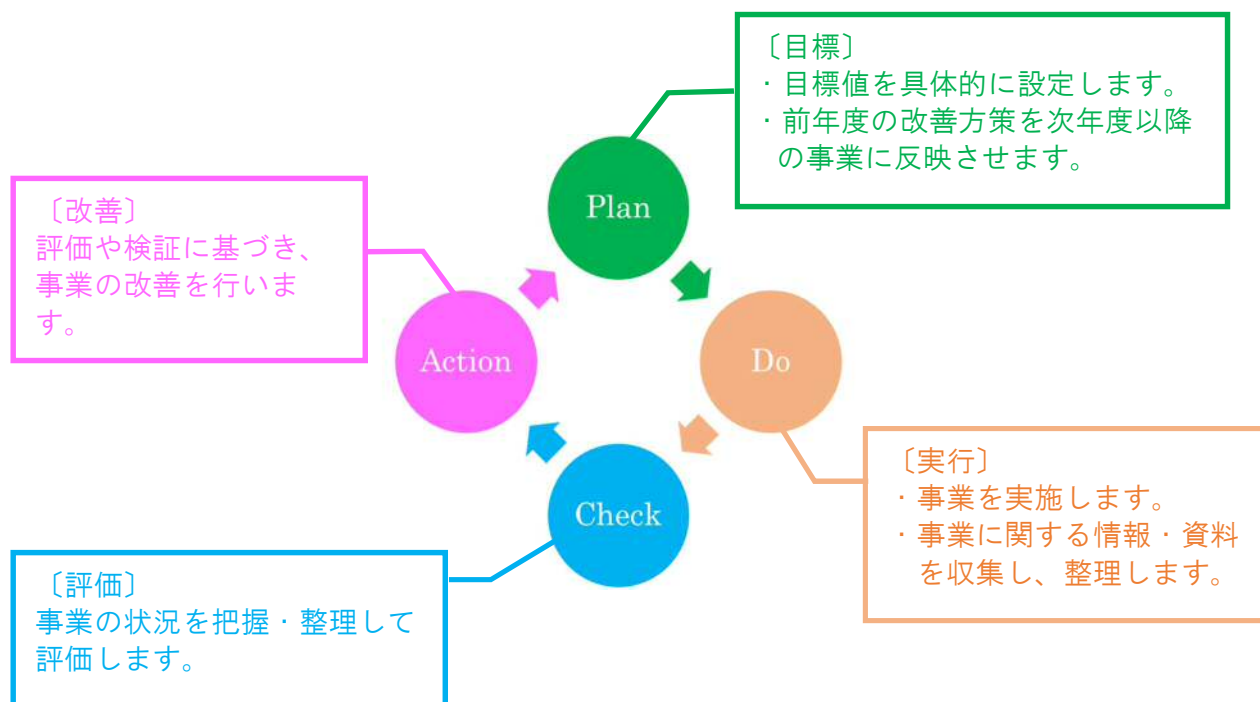
1. 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、学校、地域社会、家庭が連携・協働して、具体的施策に取り組んでいきます。計画の実施過程においては、各年度の取り組むべき施策についてまとめた実施計画を策定して公表するとともに、本計画の着実な推進に向け、基本的方向ごとに「成果指標」や「取組指標」として目標値を設定し、取組成果の可視化を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行います。その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表します。この点検と評価の結果は、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づき、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改正など教育を取り巻く状況の変化に応じて、随時、計画の内容を見直します。



参考資料

1. 用語説明

ア行

IoT 6 ページ

Internet of Things（モノのインターネット）の略。コンピュータだけでなく、電化製品、自動車、医療機器などの様々な「モノ」がインターネットに接続され、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行う技術。

ICT、ICT 教育 6、30、31、35、41、54、58 ページ

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（情報技術）に、情報通信を表す（コミュニケーション）を加えたもの。

ICT 教育とは、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法のこと。

生きる力 3、4、30、31、34、48 ページ

変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「知・徳・体のバランスのとれた力」のこと。

「知・徳・体」とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断・表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力のことです。

e スタートプログラム（就学移行支援プログラム） 24 ページ

支援が必要な年長児の子どもを対象に、就学前に学校生活がイメージできるようなプログラムを体験し、スムーズに学校生活に移行できるよう支援する療育事業。

インクルーシブ教育 7、11、24、31、34、37、51 ページ

人間の多様性の尊重や障害者の社会参加を目的として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶこと。

ALT 23、30、41 ページ

Assistant Language Teacher の略。日本人の教員とともに外国語の授業を行う外国語指導助手。本市では、小学校、中学校、義務教育学校で英語の指導に従事しています。

Sustainable Development Goals の略。2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標。

持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されています。目標には、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げています。

おでかけ図書館 32、70 ページ

小学生を対象に図書館の見学と図書カードを作って図書を借りる体験を提供する取組。

おとどけ図書館 32、70 ページ

市立小中学校、義務教育学校へ図書を届ける取組。

力行

学校オープン 31 ページ

各学校において保護者や地域住民に授業の参観や学校行事への参加をととして学校教育活動について周知を図る取組。

学校運営協議会 56、58 ページ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が学校に設置する機関。

保護者代表や地域住民などで構成され、学校運営やその支援について協議・参画することで、地域と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざすものです。

かとう英語ライセンス制度 30、41 ページ

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする本市独自の制度。

本市が作成した教材「加東市LESSンブック」を授業や家庭学習で活用して力をつけるとともに、スピーキングテストを含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して英語力を評価し、学習の励みとするものです。

加東スタディライフ 41 ページ

本市独自の自主学習を支援する事業。

教員免許保有者、教員をめざす学生等の地域人材を指導員として、夏季・冬季休業中にそれぞれ小学校 5・6 年生、中学校 3 年生を対象（義務教育学校における該当学年を含む）に、各学校施設に自主学習室を設けて学習の機会を提供しています。

加東わくわく英語村 23、30、41 ページ

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性などを身につけることを目的とする本市独自の事業。

夏季休業中に、英語指導助手（ALT）との活動を通して、英会話や異文化について学びます。

かとう和食の日 31、49 ページ

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることや記念日に制定されていることから、11月24日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めています。

カリキュラム・マネジメント 37、40 ページ

各学校において、児童生徒、学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

GIGA スクール構想 30、58 ページ

児童生徒への一人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもの力を最大限に引き出す学びの実現をめざす構想のこと。

義務教育学校、義務教育学校前期課程、義務教育学校後期課程 目次

学校の校種として、小学校、中学校、義務教育学校などがあり、義務教育学校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一つの学校として一貫して行います。その小学校課程を前期課程、中学校課程を後期課程といいます。

令和3年4月に東条学園小中学校は義務教育学校として開校します。

合理的配慮 31、51 ページ

障害のある人の人権が、障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害の特性や困り事に合わせて行われる配慮のこと。学校教育においては、教員、支援員等による支援体制、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画による支援、適切な教材の提供など、個々の障害の状況に応じて個別に必要とされる配慮のこと。

コミュニティ・スクール 32、56 ページ

学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域住民が子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。

「学校運営協議会」を参照。

サポートファイル 31、51 ページ

支援が必要な子どもについて、切れ目のない支援を行うために、必要な支援や特性についての情報を個別にまとめたもの。個別の教育支援計画のこと。

雑誌スポンサー制度 69 ページ

事業者が雑誌購入費用を負担するスポンサーとなり、購入した雑誌の最新号の雑誌カバーにスポンサー名と広告を掲載して図書館内の閲覧用雑誌として提供する制度。

持続可能な開発のための教育（ESD） 6 ページ

世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身につけることにより、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習活動。

GTEC Junior 41 ページ

英語 4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）がどれくらい身についているかを測定する小学生向けの検定。

生涯学習サポーター倶楽部 61 ページ

青少年を始めとする市民を対象とした学習活動や体験活動において、個々が培ってきた知識や技能、経験を活かし、活動支援や指導的な役割をしていただける熱意ある個人及び団体を登録し派遣する制度。

小小連携 小中連携 30 ページ

小学校同士または小学校と中学校が、互いに、情報交換や交流を行うことを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす取組。

小中一貫教育 10、30、34、36、37、40、58 ページ

小学校と中学校が、「めざす子ども像」を共有し、義務教育 9 年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性のある指導を行う教育。

ジョリーフォニックス 41 ページ

英語の読み書きの基礎を習得するために体系化された学習方法。楽しく多感覚な方法で文字と音を学びます。

自己肯定感 45 ページ

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」など自己に対して肯定的な評価を抱いている状態の感覚、感情。

自己有用感 19、45 ページ

「他人の役に立った」「他人に喜んでもらえた」など自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。

相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なります。

人生 100 年時代 6、35、36、39、60 ページ

英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した言葉で、100 歳を超えて生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。

日本では、平成 29（2017）年 9 月に「人生 100 年時代構想会議」が設置され、人生 100 年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討しています。人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

スクールカウンセラー 53 ページ

児童生徒や保護者に対して、心理に関する専門的な知識を生かして支援するため学校に配置されている専門スタッフ。

スクールソーシャルワーカー 53 ページ

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門スタッフ。

子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決に向けて支援します。

絶対人権感覚 52 ページ

知識として人権を理解するのではなく、「絶対音感」のように、感性的に刷り込まれる人権感覚であり、感性が著しく発達する幼児期に人権尊重の基礎である「やさしさ」や「思いやり」を身につけることで、違いを認め合い、「違いを違いと思わない」という人権感覚を持つことが可能になるといわれています。

全国学力・学習状況調査 17、18、40、50 ページ

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで教育施策の効果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査。

全国体力・運動能力調査 21、22 ページ

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査。

タ行

地産地消 31、49 ページ

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

超スマート社会 (Society 5.0) 6 ページ

Society 5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

内閣府が、「第5期科学技術基本計画」において、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという意味を込めて提唱しています。

また、超スマート社会を「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義し、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として共有し、めざす未来像としています。

デートDV 46 ページ

DV（ドメスティック・バイオレンス）のうち、交際相手との間で起こる暴力のこと。

DV とは、配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）人からふるわれる様々な暴力のこと。暴力には、なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、性行為の強要などの性的暴力、ののしる、おどすといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、本人の行動を監視・制限するなどの社会的暴力も含まれます。

ナ行

ナーサリールーム 24 ページ

早い時期に小集団に参加することが望まれる、支援が必要な未就園の子どもとその保護者を対象に、親子遊びを通して心身の発達を促す療育事業。

認定こども園 24、31、51、52 ページ

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設。

八行

hyper-QU テスト 53 ページ

学校生活における児童生徒個々の満足感や意欲、ソーシャルスキル、および学級集団の状態を質問紙によって測定できる心理テスト。

PDCA サイクル 40 ページ

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、計画や実施体制を見直し、継続的に改善していく手法のこと。

ビッグデータ 6 ページ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、IoT(Internet of Things)の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータなど、様々な性格を持った、様々な種類のデータ群のこと。

プログラミング教育 42 ページ

プログラミングの体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力(プログラミング的思考)や情報活用能力を育成することを目的とした教育。

ペアレントトレーニング 24 ページ

支援が必要な子どもの「行動」に焦点をあて、関わり方や育て方を学ぶための保護者向けの支援プログラム。

ヤ行

友ーup(ソーシャルスキルトレーニング) 24 ページ

支援が必要な小学校及び義務教育学校の低学年の子どもを対象に、書く力・見る力・バランス感覚等授業で必要となる土台を身につけ、日常生活におけるコミュニケーションが円滑に図れるように支援する療育事業。

2. 教育基本法

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)

(法律第百二十号)

第百六十五回臨時国会

第一次安倍内閣

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3. 加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成22年3月9日

告示第14号

改正 平成30年3月30日告示第46号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、加東市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、加東市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民を代表する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が完了した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育総務課において処理する。

(平30告示46・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

4. 教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、役職は開催当時)

区 分	策定委員会役職	氏 名	所 属
学識経験者		吉 川 芳 則	兵庫教育大学
教育委員会	委員長	田 中 寿 一	加東市教育委員会
		藤 原 哲 史	加東市教育委員会
学校関係者		橋 本 喜 貴	加東市小学校長会
		村 上 昌 弘	加東市中学校長会
	副委員長	柳 隆 之	加東市連合 PTA
社会教育関係者		荒 木 勉	加東市社会教育委員の会議
		竹 内 守 男	加東市体育協会
		藤 本 貴 樹	加東市人権・同和教育研究協議会
市長が必要と認める者		井 村 重 文	加東市区長会
		南 中 輝 代	加東市連合婦人会
市民を代表する者		丸 山 正 人	公募委員

5. 計画策定の経過

開催日等	内容
令和2年 6月 19日	市長から加東市教育振興基本計画策定委員会へ諮問
令和2年 7月 2日	第1回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・加東市の教育の現状及び第2期加東市教育振興基本計画の成果と課題について協議
令和2年 8月 25日	第2回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・骨子案（基本理念、基本方針、施策体系）について協議
令和2年 10月 14日	第3回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案について協議
令和2年 11月 17日	第4回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案について協議
令和2年 12月 3日	総務文教常任委員会 ・第3期加東市教育振興基本計画（案）について説明
令和2年 12月 11日から 令和3年 1月 25日まで	パブリックコメントの実施
令和3年 2月 24日	第5回加東市教育振興基本計画策定委員会（書面会議） ・第3期加東市教育振興基本計画（案）の決定
令和3年 3月 19日	加東市教育振興基本計画策定委員会から市長へ答申
令和3年 3月 26日	第3期加東市教育振興基本計画の策定

第 3 期 加東市教育振興基本計画

令和 3（2021）年 3 月策定

加東市教育委員会事務局

教育振興部 教育総務課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL : 0795-43-0540 FAX : 0795-43-0559

裏表紙写真

上段 地域子ども教室

下段 左：加東市文化連盟祭
右：協同学習（中学校）

